



いじめ問題対応の手引

～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～



平成16年3月
島根県教育委員会

も く じ

はじめに

第1章 いじめについての理解と認識

- Q 1 : いじめの未然防止も含めた対応について、基本的にどのような考え方に
基づいて取り組んだらよいですか。 …………… 1
- Q 2 : いじめ問題への対応について、文部省から基本的な認識が5項目示されていますが、
特に第1項目については、どのように捉えたらよいですか。 …………… 2
- Q 3 : いじめとはどのような行為をいうのですか。 …………… 3
- Q 4 : いじめを受けている児童生徒の内面（心理状態）はどのように理解したらよいですか。 …………… 4
- Q 5 : いじめをしている児童生徒の心理状態はどのように理解したらよいですか。 …………… 6

第2章 いじめの現状

- Q 6 : 県内のいじめの状況はどうなっていますか。 …………… 7
- Q 7 : 相談機関へのいじめ相談の状況はどうなっていますか。 …………… 9
- Q 8 : いじめ発見のきっかけにはどのような場合がありますか。 …………… 10
- Q 9 : いじめはその年度内に解消していますか。 …………… 10

第3章 いじめの予防

- Q 10 : いじめがおきないようにするために、教職員や児童生徒の人権意識を高めるには
どうすればよいですか。 …………… 11
- Q 11 : いじめ防止のために、児童生徒が相談しやすい学校にするにはどうしたらよいですか。 …………… 13
- Q 12 : 児童生徒に思いやりの心を育てるには、どうすればよいですか。 …………… 14
- Q 13 : 普段の授業の中で配慮すべきことは何ですか。 …………… 15
- Q 14 : 特別な支援を必要とする児童生徒への支援における指導姿勢として大切なことは何ですか。 …………… 16
- Q 15 : いじめ防止には、日頃からの家庭との関係づくりが大切だと言われますが、
どのようにすればよいですか。 …………… 18
- Q 16 : 児童会・生徒会活動において取り組みたいことは何ですか。 …………… 20
- Q 17 : いじめを未然に防止するうえで、地域との協力はどのようにすればよいですか。 …………… 22

第4章 いじめへの対応

- Q 18 : いじめがわかったときの緊急対応はどのようにしたらよいですか。 …………… 23
- Q 19 : いじめを早期に発見するにはどのようなことに留意すればよいですか。 …………… 24
- Q 20 : 不適切な対応によっていじめ問題が深刻化するのとはどのような場合ですか。 …………… 25
- Q 21 : いじめ解消チームをつくっての対応の手順はどのようになりますか。 …………… 26
- Q 22 : いじめを受けた児童生徒やその保護者にはどのように対応すればよいですか。 …………… 28
- Q 23 : いじめている児童生徒やその保護者にはどのように対応すればよいですか。 …………… 30
- Q 24 : いじめがあった場合、他の児童生徒への対応はどのようにすればよいですか。 …………… 31
- Q 25 : いじめに関して、異校種間の連携にどのように取り組んだらよいですか。 …………… 33
- Q 26 : いじめ問題の解決に向けて、地域社会や関係機関等とどのように連携を図ればよいですか。 …………… 34

- Q 27：いじめ問題に適切に対応していくためには、どのような研修を進める必要がありますか。 …… 36
※参考：人間関係づくりに使える手法例

第5章 事例に学ぶ

事例1：本人はいじめられていると感じているが、その事実関係を明らかにすることができない場合の 対応事例（中1女子C子） ……	40
事例2：威圧的な言動が目立つ生徒が集団による仲間はずれにあった事例（中2男子B男） ……	43
事例3：数日間欠席していた生徒の保護者から、「子どもがいじめられていると言っている」と 訴えがあったときの学級担任の対応事例（中3男子D男） ……	45
事例4：周囲が、「いじめられている子どもにも問題がある」と 考えている場合の対応事例（小5女子A子） ……	47
事例5：本人がいじめを訴えてきたが、誰によるものか確認できない事例（中1男子E男） ……	49
事例6：高等学校で、いじめが原因で不登校になり出席日数が不足してしまった場合の 対応事例（高2女子G子） ……	51
事例7：多動的な児童が他の児童から距離をおかれ、学級内で孤立していった事例（小3男子F男） ……	53

<巻末資料>

- ※資料1：いじめの問題への対応に当たっての基本的認識（平成7年文部省初等中学校教育局長通知から）
 - ※資料2：いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年文部省初等中等教育局長通知）
 - ※資料3：いじめ問題への学校の取組についてのチェックポイント
(平成6年文部省初等中学校教育局長通知から)
 - ※資料4：いじめによる精神的な苦痛の継続による心因反応も災害共済給付の対象
(平成15年日本体育・学校健康センター理事長通知)
 - ※資料5：いじめをなくすために（平成15年度中学生人権作文コンテスト島根県大会作品集から）
 - ※資料6：いじめ等に関する相談機関一覧表
- <参考文献>

はじめに

今日の我が国は、国際化、情報化をはじめ、価値観の多様化や産業構造の高度化など、社会情勢の急速な変化の中で、子ども達の状況にも様々な変化が生じてきています。

こうした状況の中で、不登校、いじめ、暴力行為、高等学校における中途退学は大きな教育問題であり、解決を要する生徒指導上の課題として、常に前向きな取組が必要とされるところであります。

とりわけ、いじめについては、忘れてはいけない、2つの事件があります。

平成5年1月13日、山形県新庄市の中学校で、1年生K君が体育館内の体育用マットに巻かれて死亡しました。7人の生徒が歌を歌うなどの芸を強要し、それをA君が拒んだため、10分にわたって頭や顔を殴ったり、蹴ったりしたあげく、巻かれたマット中央部の空洞部分に頭から逆さに押し込まれ窒息死しました。

平成6年11月27日、愛知県西尾市の中学校で、2年生O君(13才)が、同級生4人(14才)から暴力、恐喝(100万円を超える)を受け続け、耐えられない限界に達した時に、遺書を残し、自殺してしまいました。O君は誰にも、決して「いじめられている。」とは言わなかったため、親も教師もO君がいじめられているとは気が付かなかったのです。

こうした痛ましい事件から、早10年を数えますが、「いじめ」は、潜在化・陰湿化する要素を依然残したまま、今日に至っていると云わざるをえません。

県教育委員会では、平成7年3月に、教師用指導資料「ささえあって - いじめの理解と援助 -」を作成し、活用されてきたところですが、様々な状況の変化に伴い、児童生徒のおかれている状況や課題も多様化していることから、この度、新たに「いじめ問題対応の手引 - 児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して -」を作成し、小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校の全ての教職員の皆さんに配布することにしました。

この手引書は、教職員が目的に応じて活用ができるように、Q & A方式で構成しています。いじめに関する正しい理解に基き、未然防止も含めた適切な指導・助言に、是非とも役立てていただき、安心して学べる楽しい学校・学級づくりを目指していただきたいと思います。

平成16年3月

島根県教育庁義務教育課

生徒指導推進室長 烏田政己

第1章 いじめについての理解と認識

(Q1) いじめの未然防止も含めた対応について、基本的にどのような考え方に基づいて取り組んだらよいですか。

「いじめは、児童生徒の健全な成長にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題であるとともに、人の尊厳を奪う重大な問題であり、絶対に許すことのできない行為である。」、また、「いじめはすべての学校、学級、どこでも起こりうる。」という確固たる指導の基盤を全ての教職員がもって、日常的に人権意識を高める教育に当たるとともに、児童生徒相互の温かな人間関係を醸成するなど、不断にいじめの起きない学校・学級経営を心掛け、学校全体としての具体的な取組を進めていくことが大切である。

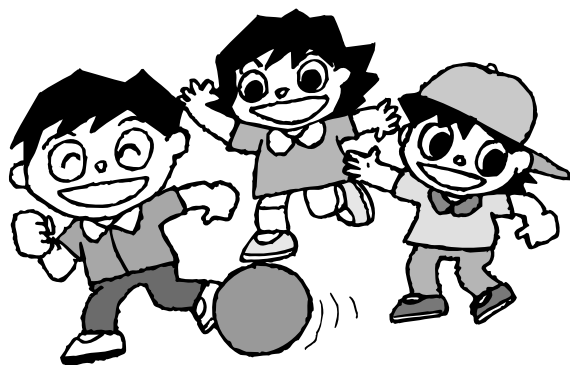
日常的な取組としては、例えば、教育相談体制の充実（相談ポストの設置、毎学期の教育相談週間の設定など）、オアシス運動の学校全体での継続的な取組（オハヨウゴザイマス・アリガトウゴザイマス・シツレイシマス・スミマセン）、人権強調月間の設定（ポスター・標語等の募集・掲示、子どもの権利に関する条約の学習会の実施、人権を取り扱った道徳の時間やロングホームルームの校内一斉実施など）、言葉の環境整備（美しい日本語を使う週間の設定、心に響く詩を廊下等に掲示）などが考えられる。

しかし、そうした未然防止への取組があってもいじめは生じる場合もあり、不断にいじめを見抜く教職員の目を養い、悩みや苦しみを気軽に相談できる教職員と児童生徒間の人間関係を醸成しておくことが大切である。

いじめは、巧妙になされる場合がしばしばみられ、本人の訴えがない限り、重大な状況になるまで発見されないケースが多いものである。そのためにも、学校は、教職員と児童生徒との信頼関係を築くよう不断に努力し、つらい目にあった場合には絶対に先生が守ってくれる、との安心感を児童生徒に感じさせるような学校であってこそ、子どもからのSOSは教職員に届くものである。

いじめが発生した場合には、何よりも被害者に対して親身に接すること、また、いじめは絶対に解決する、という教職員の強い決意の下、全校体制で対応していくことが重要である。その際、必要に応じて、関係諸機関と連携を図っていくことも大切である。

ところで、児童生徒からのいじめの訴えに対して、学校側は調査後、「あれはいじめではない。ちょっとしたからかいだ。」と説明し、それに対して、保護者は「子どもはいじめられたと言っている。」と、訴え、論議がかみ合わず、保護者は学校不信を顕わにするといったケースがしばしばみられる。いじめという定義に当てはまるか否かを論議する以前に、「いじめられた。」とあって苦しん



でいる児童生徒が目の前にいることを忘れてはならない。

学校が、いじめと判断したから親身な対応をして、判断しない場合は対応しない、というのは論外な話である。苦しんでいる児童生徒が目の前にいれば、言葉の定義以前に、その苦しみからいち早く解き放つよう、学校は保護者との連携の中で、最大限の努力をする必要があることは言うまでもない。

学校は、現在、いじめがあるなしにかかわらず、いじめが発生した場合の指導方針について、教職員間の共通理解・共通認識を深めておくとともに、保護者や地域への説明・啓発に努めることが必要なことは言うまでもない。

※ 文部科学省は、いじめに係る調査を毎年行っている。この調査において「いじめ」とは、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。」としており、さらに「なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。」と付け加えている。

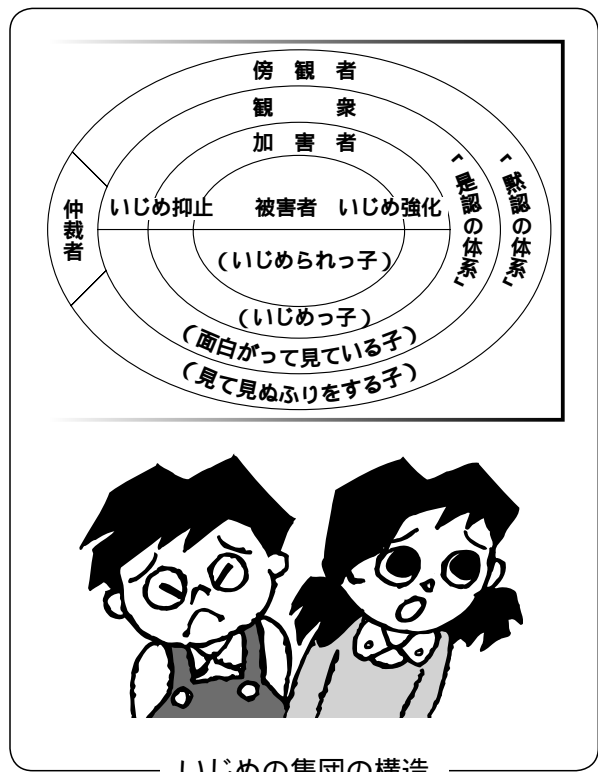
(Q2) いじめ問題への対応について、文部省から基本的な認識が5項目示されていますが、特に第1項目については、どのように捉えたらよいですか。

平成7年3月の文部省の「いじめ対策緊急会議報告」で、いじめ問題への対応に当たっての、次の5項目の基本的認識が示された。

- ①「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
- ②いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと
- ③いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ④関係者が役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること
- ⑤いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりを有していること

いじめ問題の対応に当たって重要なことは、「いじめの渦中であって、被害者側の責任を問う、ということは断じてあってはならない。」との認識である。

ともすると、いじめの渦中にあるにもかかわらず、いじめられる側にもそれなりの理由や原因が



あると、被害者を責める言動が発せられる場合がある。こうした言動を容認する雰囲気こそ、いじめがその学校からなくなるに要因となっていると言える。

いじめの問題への対応に当たっては、「いじめは卑劣な行為であり、人間として絶対に許されない。」という自覚を促す指導を行い、その責任の所在を明確にすることが重要であるとともに、毅然とした態度で臨むことが必要である。

また、いじめをめぐるのは、いじめる者といじめられる者の他に、それを傍観したり、はやしたてたりする者が存在するが、こういった行為も同様に許されないとの認識を児童生徒にもたせることも重要なことである。

(Q 3) いじめとはどのような行為をいうのですか。

県教育委員会は、毎学期ごとに、小・中学校のいじめの調査を行っているが、その報告の中では、次に示すようないじめの内容が主に報告されている。

○主ないじめの行為

- ① 言葉による脅し
相手の欠点や弱みをとらえて威嚇する、やじる
- ② 冷やかす・からかい
勉強のことや性格のことでからかう、嫌がらせをする、「〇〇菌」などと呼ぶ
- ③ 持ち物隠し
履き物や学用品が隠される、汚される、壊される
- ④ 仲間はずし
近くに寄らずに避ける、一緒に活動しない
- ⑤ 集団による無視
話し合いからはずす、しらんぷり
- ⑥ 暴力を振るう
殴る、蹴る、プロレスの技をかける、ロッカーやトイレに閉じこめる
- ⑦ たかり
食べ物などをおごれと強要する、お金を要求する、使い走りに使う
- ⑧ お節介・親切の押しつけ
嫌なことを押しつける、嫌がる二人をくつつける

いずれも、人の尊厳を著しく侵す行為であり、許しがたい行為である。たとえ背景にそういう行為をするに至る要因らしきものがあっても、許される行為では断じてあり得ない。

報復的な行為は、連鎖的な行為を呼び、とどまるものではないのであり、決して正当化されるものであってはならない。

(Q4) いじめを受けている児童生徒の内面(心理状態)はどのように理解したらよいですか。

いじめは、大人(教師や親)の目の届かないところで発生していることが多い。それだけに長期間続き、いじめを受けた児童生徒は精神的に深い傷を受けやすい。個人差はあるものの、いじめられた児童生徒はトラウマ反応(*注1参照)を生じ易く、PTSD(Post-Traumatic Stress Disorder*注2参照)状態に陥ることもある。

1 初期の心理状態

年少の子どもたちは、辛い、不愉快な仕打ちを受けると表情、態度に明確に現れる。また大人に訴えもするため、いじめは発見されやすい。しかし、年齢が上がるにつれ、子どもたちには、いじめの被害者になった時、「子どもの問題を親や教師に訴えることは卑怯な行動だ。これは、自分の問題だ。自分が我慢すればよい。」などという心理状態と同時に、「なぜ自分がいじめられるのか!？」という苛立ち、「いじめられていることを訴えれば、いよいよ孤立してしまうのではないか!？」、「もしかしたら仕返しされるかも知れない!」といった不安や恐怖などが心を支配する。

そうした心理状態の中で、「いじめられていることを訴えることは、自分の至らなさを自分自身で認めることになる。」「いじめを訴えず、いじめられていないかのように振る舞うことで、自分のプライドを守っていくほうがよい。」などといった心理状態になっていきがちである。

また、別の心理として、いじめを訴えた結果、教師や親などがとる行動がむしろ逆効果となって、前にもまして悪い状態になっていくのではないかと思ったり、「相手にするな。」といった一方的な励ましや「両方とも反省して仲良くしなさい。」「お前がいじめられる原因をつくっている。」などと言われるのではないかと、思ったりして、教師や親などに助けを求めず、あきらめの気持ちを抱き、誰にも訴えないままに孤立感を深めていくケースも多い。

しかし、逃げることもできない、どうすることもできない状態の中で、「誰かに気付いてほしい。」「助けてほしい。」と願っていることも事実である。

2 いじめが持続した場合の心理状態

いじめが継続すると、身体と行動の自由が奪われ、さらに精神的自由も奪われていき、人格にまで影響を与えていく。無力状態におかれ、抵抗ができなくなっていく。

被害者は内面を侵害される苦痛から逃れるために進んで加害者の言いなりになる態度を見せることもある。

そうすることで、直接の攻撃の恐れから逃げようとする。あたかも同じ仲間の一員であるかのように、外見的には親しく振舞っている。この状態においては被害者の精神的な苦痛は深刻で



級友から「バイキン」扱われたA子は、学校に来なくなつた。A子は、「どうせ、学校へ行ってもひとりぼっちだし…」と相談員に語つた。

あるにもかかわらず、加害者と同化していて、外からは一層見えなくなっている。

また、いじめを受け入れてでも仲間でいたいと考えたり、訴えないことによって仲間であることの証を示す場合もある。

こうして、いじめの被害者は、いじめる側の支配的で抑圧的な存在に絶えずおびえ、恐れ、精神的に疲弊していく。そして、この関係が持続し、放置されれば、被害者は精神的苦痛から解放されたいという思いから自殺といった、取り返しのつかない重大な結果に至ることもある。

注1) ト라우マ反応

一般に心身に不快をもたらす要因をストレスと呼ぶが、それが非常に強い心的な衝撃を与える場合には、その体験が過ぎ去った後も体験が記憶の中に残り、精神的な影響を与え続けることがある。このようにしてもたらされた精神的な後遺症を特に心的なトラウマ（外傷）と呼んでいる。

また、それによる精神的な変調を、トラウマ反応と呼ぶ。トラウマ反応の多くは一過性に経過し、症状の程度の軽いものが多いが、ときには慢性化し、その後の社会生活に少なからぬ苦痛を残すことがある。

注2) 「PTSD」

「心的外傷後ストレス障害」又は「外傷後ストレス障害」と訳される。

トラウマ体験を思い出したくないのに何度も繰り返し思い出したり、他人と疎外感や隔絶があったり、眠れなくなったり、トラウマ体験に似た状況があると、それは昔のことだから今は安全と分かっているのに、胸がドキドキしたり、震えたりして驚いてしまう症状をいう。

(Q 5) いじめをしている児童生徒の心理状態はどのように理解したらよいですか。

いじめにおける加害者には、大きく分けて、直接にいじめを行う者、いじめをはやし立てる者、いじめを傍観する者という3つのグループがある。そして、それらの加害者は、その状況や時期によるさまざまな心理状態の中で、意識的・無意識的（直接的・間接的）にいじめ行為に及んでいるといえる。

加害者の心理のすべてを網羅することは難しいが、いじめる側の心理規制や心の状態としては、以下のことが考えられる。

【心理規制】

- 自分たちと異質なものを排除しようとする気持ち。
- 集団になじまないものを罰しようとする気持ち。
- 自分より優れているものへのねたみや嫉妬心。
- 欲求不満発散（ストレス発散）。
- 遊びのエスカレート。
- 他の人がいじめられている時に、そのいじめに加わらないと次は自分だという恐れ of 気持ち。
- 誰かから被害を受けたという意識のやり返し（報復）。



【心の状態】

- 自分より優れていたり、先生や友達に認められている人が気に入らない。
- この人はみんなと違うことをしたり、約束を破っても平気な顔をしていたりして、イライラする。
- この人に、先生やみんなも不満や嫌悪感を持っている。少しくらいいじめても、自分はみんなの代弁者だから支持してもらえる。
- 自分も以前にいじめられたことがあるのだから、同じ苦しみを味わわせてやりたい。
- 自分は、先生や親・友達から認められていないし、気持ちを分かってもらうことが少なくて不満だ。
- いじめを続けないと、今の仲間からはじき出されるのではないか。自分のクラスの中での地位が危うくなりたくないか。

いじめの加害者は上述の心理規制や心理状態等が複雑に絡まった思いの中で「いじめ」という行為に及んでいるといえる。その際、加害者は、いじめていると誰もが意識していじめ行為に及んでいるかという、一概に言い切れない。指摘されて初めて自分の行為に気付くこともある。異質なものを排除しようとする、また、集団になじまないものを罰しようとするなどといったことは、社会的・文化的・歴史的な背景をもっていることも多い。

これらのことを深く考えていくと人間の弱さに思い至る。それは子どもの世界に限ったことではなく、人間が誰も持っている気持ちだということを忘れてはならない。「意地悪な気持ちを持つ。」ということと「行為に及ぶ。」ということとは別のことである。

第2章 いじめの現状

(Q6) 県内のいじめの状況はどうなっていますか。

毎年、実施している「児童生徒の生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省調査)」の「公立の小学校及び中学校、高等学校及び特殊教育諸学校におけるいじめの状況等」の報告等からうかがえるいじめの状況は次のとおりである。

1 いじめの発生件数

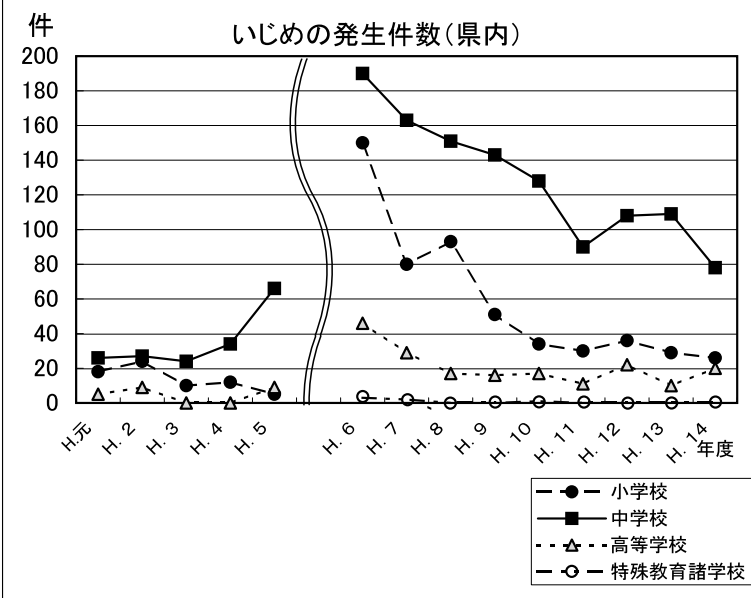
[グラフ1]は、平成元年度～平成14年度の県内公立学校におけるいじめの報告件数の推移を表している。(特殊教育諸学校は平成6年度から調査を実施)

平成6年度、調査方法の変更(いじめの定義がより明確化された)に伴い、学校がいじめに対する捉え方が再認識されたことにより、その年度は多くのいじめの報告があった。しかし、その後、減少傾向が見られる。その様子は[グラフ2]の全国のいじめ発生件数のグラフの傾向とほぼ同じである。

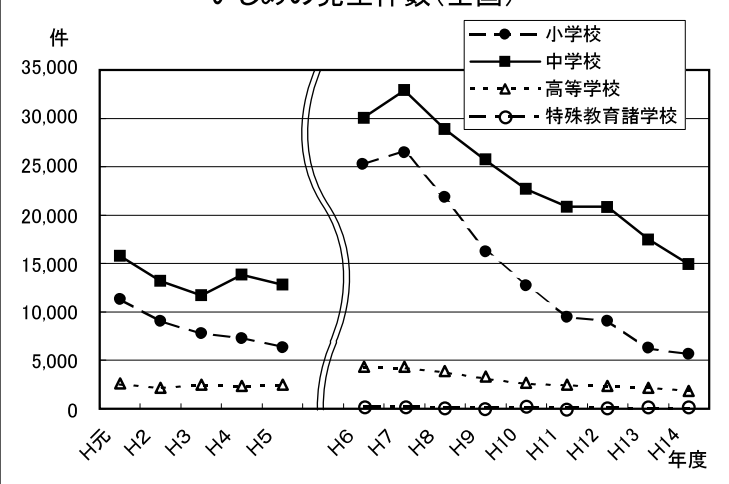
各学校における未然防止に向けた取組の成果があがっていると考えられる。

なお、平成14年度の発生件数は、[表1]のとおりである。県内では、

[グラフ1]



[グラフ2]



[表1]

平成14年度のいじめの発生状況

	島根県			全国		
	全児童生徒数	いじめ発生件数	1000人当たり	全児童生徒数	いじめ発生件数	1000人当たり
小学校	43,427	26	0.60	7,124,712	5,659	0.79
中学校	24,229	78	3.22	3,597,997	14,562	4.05
高等学校	20,514	20	0.97	2,773,619	1,906	0.69
特殊教育諸学校	623	0	0.00	88,543	78	0.88

124 件の報告があり、その3分の2が中学校で発生している。

[グラフ3] は、平成12年度から平成14年度の3年間について、小学校1年から高等学校3年までの学年別いじめ件数を表している。

小学校の高学年から増加し、中学校1年時に小学校6年時の2～3倍に激増している。その後は、年齢が進むに伴って徐々に減少している。

中学校1年時の急激な増加は、中学校入学という環境変化（特に集団の変化）によるストレス、思春期に伴う心理的な不安、他人との精神的なつながりを強く意識する心理等が背景として考えられる。

また、生徒が心理的なストレスを抱えつつも、小学校時代と比較し、サインを出しにくかったり、周囲が気づきにくくなったりして、いじめに至ってしまうということも考えられる。特にこの時期の生徒へのきめ細やかな配慮と対応が必要である。

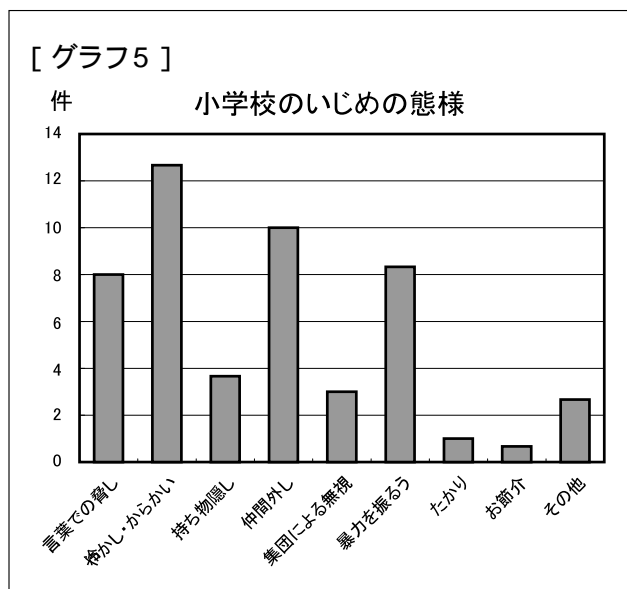
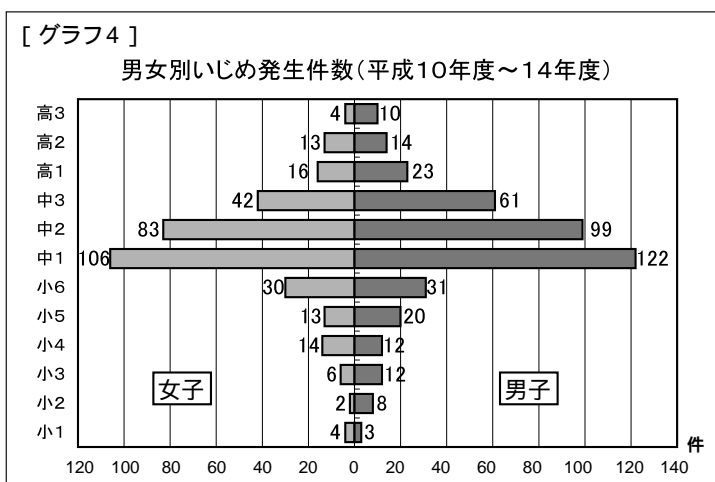
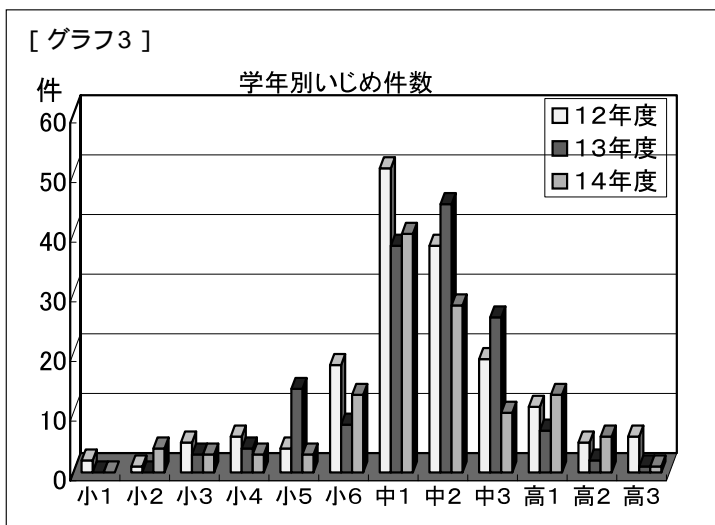
また、[グラフ4] は、平成10年度～14年度の5年間にいじめられた児童生徒数（合計）を男女別に表している。年度によって、男女数に違いがあるが、5年間の合計では、各学年とも男子の件数が多くなっている。

2 いじめの態様

[グラフ5～7] は、小・中・高等学校別にいじめの態様別件数を示したものである。（それぞれ、平成12年度～14年度の平均件数）。

1件のいじめには、複数の態様を伴うことが多いが、小・中・高等学校とも最も多い態様は、「冷やかす・からかい」である。

また、年齢が上がるにつれ、「仲間外し」や「持ち物隠し」の割合が減少し、「言葉で



の脅し」の割合が増加している。成長に伴って感情を言語化する能力が向上するためであると考えられる。

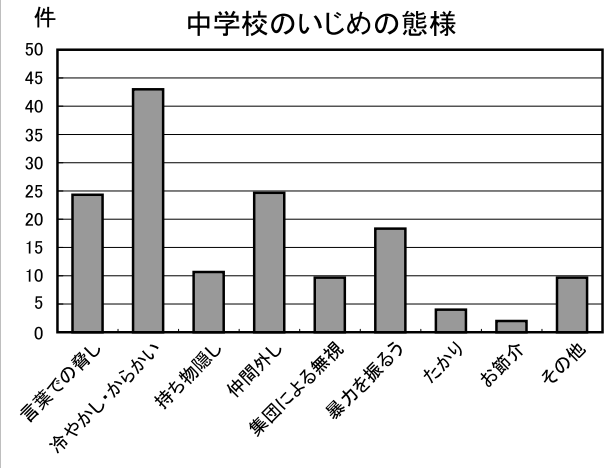
一方、性別による態様の違いとしては、一般的に次の傾向が認められる。

- 男子に多い態様
 - － 冷やかし・からかい、暴力
- 女子に多い態様
 - － 仲間外し、集団による無視

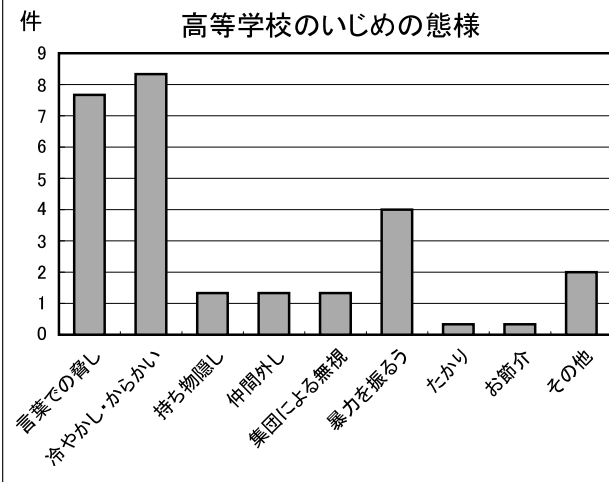
女子の心理的ないじめは、特に小学校の中学年から中学生の時期にかけて多く発生している。



[グラフ 6]



[グラフ 7]



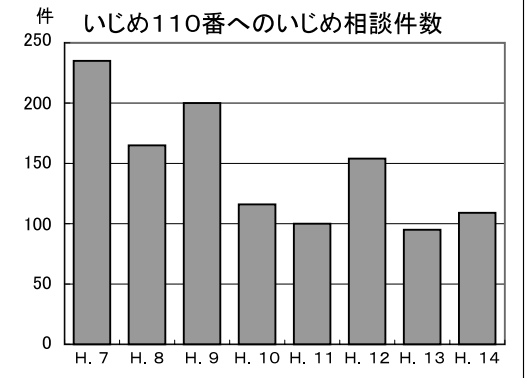
(Q 7) 相談機関へのいじめ相談の状況はどうなっていますか。

[グラフ8] は、松江・浜田教育センターに平成7年から開設されている相談電話「いじめ110番」の平成7年度～14年度間のいじめの相談取り扱い件数を示している。平成7年度をピークに減少してきているが、平成10年度以降のいじめ相談件数は、年間100件前後で推移している。いじめられた本人やその保護者からの相談が多い。

県内には、この他に、「子どもと家庭電話相談室」や「ヤングテレフォン」等、各種相談電話があるが、そこにもいじめの相談が寄せられることがある。

相談の中には、深刻な相談や学校の対応が適切でなかったとの訴えが多くある。

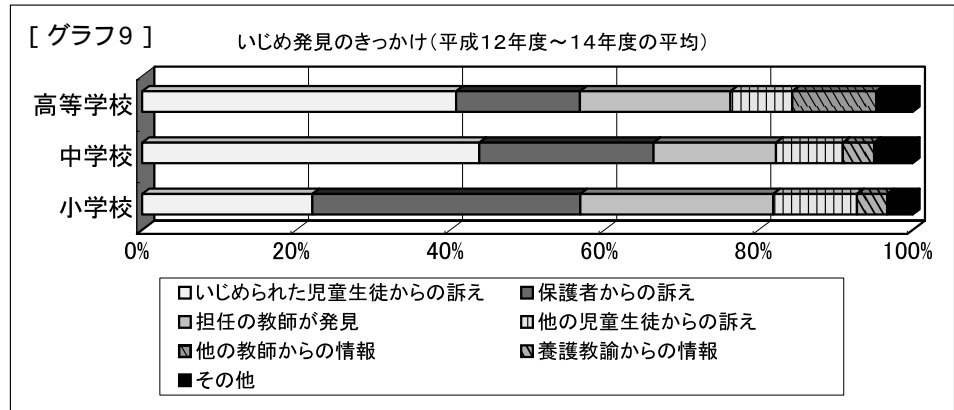
[グラフ 8]



(Q 8) いじめ発見のきっかけにはどのような場合がありますか。

下図は、「児童生徒の生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省調査)」から、いじめ発見のきっかけを小・中・高等学校別に示したものである(平成12年度～平成14年度の平均)。

小学校では、多い順に「保護者からの訴え」、「学級担任の発見」、「いじめられた児童からの訴え」となっている。この3年間では、「いじめられた児童の訴え」が減少し、「保護者からの訴え」が増加する傾向がある。



中学校では、「いじめられた生徒からの訴え」が40%を越え、ついで、「保護者からの訴え」や「学級担任の発見」の順となっている。中学校で「保護者からの訴え」や「学級担任の発見」が減少することから、いじめが外部に見えにくい形で行われていることが考えられる。また、小学校と比較し、他の生徒からの訴えの割合も減少している。大人が、注意して子どものサインに気づくこと、子どもが訴えやすい雰囲気づくりや関係づくりを基盤とした相談体制の整備を進めることが大切である。

高等学校の発見のきっかけは、中学校とほぼ同じ傾向が見られるが、養護教諭から情報が得られる割合が小・中学校と比較して高くなっている。保健室がサインを発見する場になったり、相談の窓口になったりすることが多い。また、この3年間では、「クラス担任の発見」も増加している。

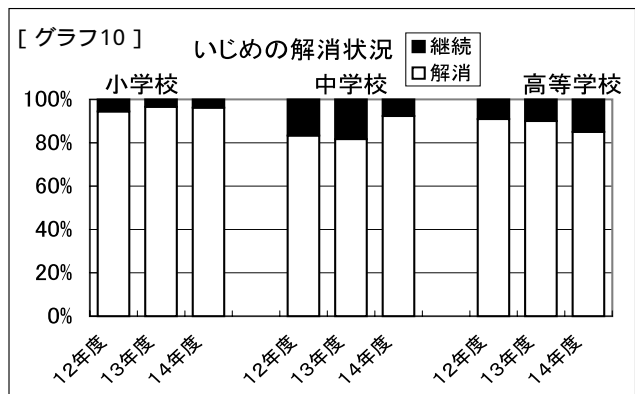
(Q 9) いじめはその年度内に解消していますか。

[グラフ 10] は、平成12年度～平成14年度に報告があったいじめについて、年度内の解消状況を表している。

いじめは、80%以上が指導によってその年度中に解消している。特に小学校ではその割合は高い。

しかし、少数ながら、次年度にもいじめが継続しているケースや出身校でのいじめが再発したり、そのことが要因になっての新たないじめが発生したりする場合も報告されている。

解消されたと思っても、児童生徒が卒業するまで注意を払ったり、進学先にも適切に情報を伝えたりすることが必要である。



第3章 いじめの未然防止

(Q10) いじめがおきないようにするために、教職員や児童生徒の人権意識を高めるにはどうすればよいですか。

日本国憲法や「児童の権利に関する条約」には、思想、良心、表現の自由など基本的な人権が定められているが、いじめられている児童生徒は、それらの人権が守られていない状況といえる。

いじめは、人権侵害そのものであり、いじめがおきないようにするためには教職員や児童生徒はもちろん保護者、地域住民の人権意識の高揚が不可欠である。一人一人の人権意識が高まることは、いじめの未然防止につながるとともに、いじめの早期発見・早期解決に結びつくものである。

1 教職員の人権意識を高めるために

(1) 自分自身の人権感覚を磨き、人権侵害を見抜く力をつける

いじめをなくすためには、まず、教職員自身の人権尊重を貫こうとする意識や信念、姿勢が大切である。自らの人権感覚を磨くために、絶えず次のことを自己点検する必要がある。

- ①日々のすべての教育活動の中で、児童生徒のプライバシーや人権を守り、尊重しているか。
- ②弱い立場にある児童生徒や困難を抱える児童生徒を大切にしているか。
- ③児童生徒一人一人の願いや悩み、不安等を受容的態度で共感的に受けとめ、児童生徒との信頼関係、人間関係を不断に築こうとしているか。
- ④いじめは絶対に許されないという姿勢、いじめられる側の児童生徒を全面的に支えるという姿勢を示しているか。
- ⑤いじめなどの人権侵害を見抜く力量、指導力を高めようとしているか。
- ⑥すべての児童生徒を公平に扱うようにしているか。

(2) 校内研修の充実を図る

学校は、教職員の人権意識を高めるとともに、児童生徒がいじめの不当性を正しく理解し、人権を尊重する態度を養うように、指導力の向上を目指した研修を工夫する必要がある。

例えば、次のような研修内容が考えられる。

- ①県教育委員会が発刊している「同和教育指導資料」、「人権教育指導資料」、「人権教育事例集(社会教育編)」、「体罰と子どもの人権」、「セクハラと子どもの人権」、「子どもの権利に関する条約啓発資料」等を活用した研修
- ②いじめの事例を通しての事例研究
- ③校内における人権に関わる授業研究や集団づくりについての研修
- ④人権に係る校外研修への参加とそれを受けての校内研修

(3) 教職員の望ましい関係づくりを進める

いじめだけでなく、児童生徒がセクシャルハラスメント、体罰など人権侵害につながる被害にあったり見たりした時、安心して相談でき、ただちに対応する校内体制が必要である。そのような学校づくりに向かう教職員集団であることが、いじめを予防できるのであり、そのためには不断に教職員間の望ましい人間関係をつくっておくことが、重要な要素である。

2 児童生徒の人権意識を高めるために

諸外国に比べ日本のいじめ問題の特徴として、傍観者や観衆の存在（制止したり教師に知らせる子どもが少ない等）が指摘されている。当事者はもちろんのこと次のような取組を通して、すべての児童生徒の人権意識を高めていくことが大切である。

(1) 教育活動全体を通して人権意識を高め、いじめをなくす実践力を培う

全教科において、人権意識を高めるための教育活動の充実と改善に努めることが重要である。

- ① 偏見、矛盾・不合理等の問題の本質を科学的・論理的に捉える能力や態度
- ② 偏見、矛盾・不合理等をなくすため、自分自身の意見や考えをもち、主体的に行動しようとする意欲や態度
- ③ 人権尊重の生き方にかかわって、自分の考えや願いを生き生きと表現し、相手に伝えることができる技能や態度
- ④ 友達の願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性
- ⑤ 仲間と連帯して問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度

（※島根県教育委員会同和教育指導資料第19集「同和教育を進めるために」から）

また、自他の権利についての理解やいじめの不当性と人間の尊厳に対する認識を育てる学習活動を、児童生徒の発達段階を踏まえ、計画的に進めることも必要である。

(2) 人権が尊重され、互いに支え合う集団づくりを進める

学校生活の様々な場と機会を通して、児童生徒相互、児童生徒と教職員との人間的なふれあいを深め、一人一人の個性、人権が尊重されていることを好ましい人間関係の中で実感し、互いに支え合う集団づくりを進めることが大切である。例えば、次のような各学校の取組例がある。

- ・ 生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン、パネルディスカッション
- ・ 集団宿泊研修や合唱コンクール
- ・ 人権啓発劇の上演、人権作文、ポスターの募集・掲示
- ・ 異校種間交流
- ・ ピアサポートやソーシャルスキル教育などの実践

なお、指導に当たっては、次のことが重要である。

- ① 教師自身が人権を尊重している姿をモデルとして示す。
- ② 児童生徒が、自分の気持ちを相手に伝えたり、相手の気持ちを受けとめたりすることができる感性とコミュニケーション能力がもてるようにする。
- ③ 自尊感情を高め、自分のことを大切にできるようにする。
- ④ 連帯感を高め、よりよい集団を自分たちの手で創ろうとする意欲や、その実践力を培う。



(3) 家庭や地域社会と連携して人権の大切さを示す

学校は、家庭、地域社会と連携を図りながら、「いじめは許されない行為である。」という共通認識にたつて、児童生徒の発達段階を踏まえた指導をしていく必要がある。

いじめ問題について考える内容を盛り込んだ『人権便り』を発行したり、参画型のPTA研修会を実施したりするなど、家庭や地域への啓発の工夫をしている学校もある。

(Q 11) いじめ防止のために、児童生徒が相談しやすい学校にするにはどうしたらよいですか。

いじめられた児童生徒にとって、いじめられたことは屈辱的であったり、仕返しを恐れたりするために、教師には相談しにくい場合がある。したがって、日頃から児童生徒が教師に相談しやすい関係をつくっておくことは、いじめの防止や早期発見のために非常に重要なことである。そのためには、まず教職員が互いに好ましい人間関係であること、そしてそれを基盤として、児童生徒が話しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、校内の教育相談体制を充実していくことが大切である。

1 児童生徒が話しやすい雰囲気づくりのために

(1) 教職員間の支持的、受容的な雰囲気を醸成する

- ・ 管理職のリーダーシップのもと、教職員間の協働体制をつくる。
- ・ 児童生徒を肯定的に捉えた情報交換を行う。
- ・ 授業や学級経営などの日頃の教育実践の悩みを気軽に話し合える職員室づくりに努める。

(2) 児童生徒一人一人にきめ細かな関心を向ける

- ・ 日頃から児童生徒に積極的に声をかける。
- ・ 児童生徒の心や体、生活の様子や変化をしっかりと把握する。

(3) 児童生徒の気持ちや思いをしっかりと受けとめる

- ・ 教師が予断をもった解釈や判断をせず、児童生徒の話をしっかりと聞く。
- ・ 児童生徒の表面的な言動にとらわれず、言動の裏にある思いを分かろうとする。
- ・ 児童生徒の生活ノートなどで、「教師自身の願い」や「児童生徒への思い」を素直に伝える。

(4) 児童生徒一人一人とのつながりを深める

- ・ 休憩中など児童生徒の輪の中に積極的に加わって活動を共にする。
- ・ 児童生徒の誤った行動等を適時適切に指導する。
- ・ 教師自身の考えや思いを、一方的に押しつけることなく、まず、児童生徒の意見を聞こうとする態度をもって接するようにする。 など

2 校内の教育相談体制の充実のために

(1) 児童生徒の悩みや不安を積極的に受けとめることができる教育相談

- ・ 定期的に、教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ・ 児童生徒の相談にいつでも応じられるような相談体制を作る。
- ・ 教育相談に関する校内研修を意図的・定期的に実施する。

(2) 児童生徒や保護者に十分に理解された教育相談

- ・ 学級での指導や学級通信などで教育相談の意義や方法等について理解を深める。
- ・ 様々な相談の場や機会があることを児童生徒や保護者へ知らせる。

(3) 児童生徒の悩みや不安に対して、その解消が図られるまでの継続した教育相談

- ・ 受けた相談に対して、その解決に向けた教師の努力や姿勢をきちんと伝える。
- ・ 児童生徒の思いを尊重し、プライバシーに十分配慮した対応をする。
- ・ 必要に応じてスクールカウンセラーや相談員等の活用を図るとともに、関係機関等といつでも連携できる体制を整えておく。 など

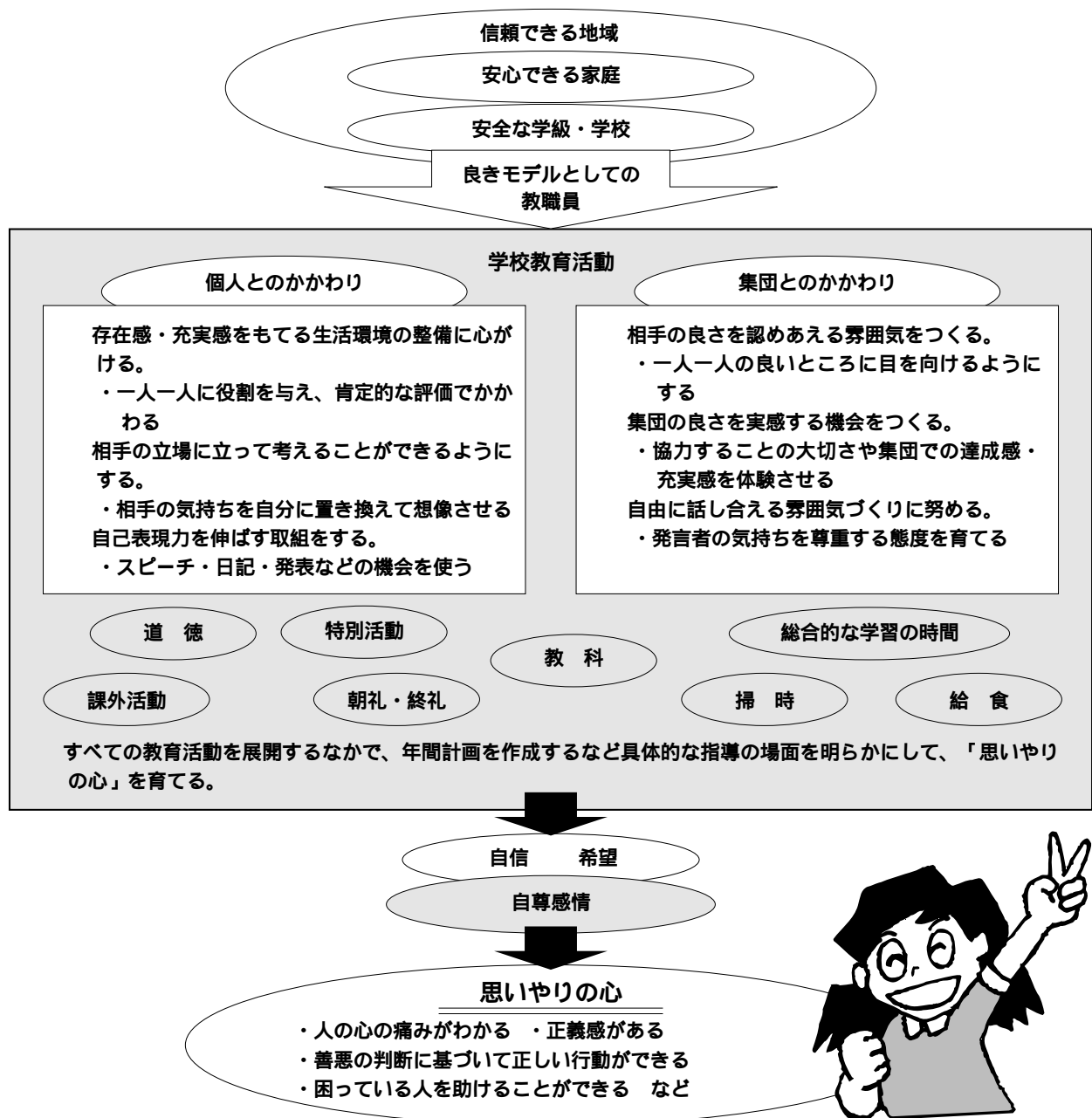
(Q 12) 児童生徒に思いやりの心を育てるには、どうすればよいですか。

「思いやり」とは、他の人の立場を想像しながらその思いになって考える、ということである。言い換えれば、人を大切にすることでもある。

人を大切にするためには、まず自分自身を大切にできなくてはならない。自分を大切にできる、いわゆる自尊感情をもつためには、地域の人や家族、教職員や友達などといった人的環境が大きく関与しているといえる。認められ、ほめられ、達成感や成就感を多く経験した人ほど、自尊感情が育まれるものである。

いじめを予防するために、思いやりの心を育てる取組は、学校のあらゆる教育活動を通して、また地域や家庭とも連携して取り組まなくてはならない。

ここでは、学校での取組について以下まとめた。



(Q 13) 普段の授業の中で配慮すべきことは何ですか。

学校生活の中で最も児童生徒が長く時間を過ごす授業中においては、一人一人が生き生きとその場で活動することができるよう、教師の配慮が必要であるが、教師の姿勢がそのまま児童生徒の姿に反映されやすい。日々の授業の中で、いかに一人一人の児童生徒を大切にしているか、常に自らを点検する教師の姿勢が大切である。以下、普段の授業で配慮すべきことを示す。

一人一人を大切にしたい学習指導

学習の雰囲気づくり

- ☆ 清潔な環境で学習できるようにする。
- ☆ 都合のよい考えだけを取りあげず、誰の意見や考えも尊重する。
- ☆ 疑問や意見を誰もが自由に言える雰囲気を大切にする。
- ☆ 協力したり、役割を分担して活動する場面をつくる。
- ☆ 励ましたり、認め合ったりする機会をつくる。
- ☆ 学級全体だけでなく、個々の児童生徒にも話しかける。
- ☆ 明るく、メリハリのある授業を心がける。

一人一人を生かす指導の工夫

- ・ 分かる授業づくりの工夫をする。
- ・ 自ら課題を見つけ、追求する学習を工夫する。
- ・ 体験的な活動を取り入れた学習方法の工夫をする。
- ・ 個性や特性を生かしたコース別学習の工夫をする。
- ・ 教材・教具・機器などを効果的に活用する。
- ・ 五感に訴える工夫をする。
- ・ 複数の教師の関わりによって多面的・多角的に学習状況を把握する。
- ・ 場面をとらえて適切に評価し、指導に生かす。
- ・ 児童生徒の評価に学ぶ。

- ・ 始業時刻には教室にいて、延長授業はしない。
- ・ 児童生徒一人一人を氏名で呼ぶ。
- ・ 他の児童生徒をからかう言動や嘲笑に対してきちんと指導する。
- ・ 発言の仕方、聞き方など学習方法を指導する。
- ・ 黒板は消して教室を後にする。
- ・ 休憩時間にも質問を受けたり、児童生徒と話をする。

【こんなことをしていませんか！】

- ・ チャイムが鳴ってから職員室を出て、授業が終わるとすぐに職員室に引き上げる。
- ・ 教室にゴミが落ちていたり、机が乱れていてもそのまま授業を始める。
- ・ 愛称、あだ名、呼び捨てなど子どもによって呼び方が違う。
- ・ 私語があったり、授業内容と違うことを児童生徒がしていても注意しない。
- ・ 児童生徒を傷つける言葉を発する(「どうしてこんなことが分からないの。」「君のためにみんなが迷惑をしている。」「最低だ。」「前の学年はよかった。」等々)
- ・ 児童生徒が発言するとき、その子を見ていなかったり、最後まで発言をしっかりと聞いていなかったりすることがある。
- ・ 発言が途中で止まったり、たどたどしい場合には、「考えをまとめてから言いなさい。」と言って、他の児童生徒を指名する。
- ・ 発言が終わると、すぐに「他にないか。」と別の意見や考えを求めることがある。
- ・ 指名する児童生徒がだいたい決まっている。
- ・ 具合が悪そうな児童生徒がいても知らん顔をしている。
- ・ 何か言いたそうな児童生徒がいても、そのまま授業を続ける。
- ・ 授業中の児童生徒の様子について、他の教師に話すことはほとんどない。

(Q 14) 特別な支援を必要とする児童生徒への支援における指導姿勢として大切なことは何ですか。

特別な支援を必要とする児童生徒の在籍の有無にかかわらず、教師には次に示すような基本的な認識をもって、学級づくりを中心とした学校における豊かな人間関係づくりを進めていくことが重要である。

1 基本的な認識

- (1) たとえハンディキャップをもっているても、ほこりを傷つけられることなく、同じ仲間であるという指導姿勢をもつこと。
- (2) 障害のあるなど特別な支援を必要とする児童生徒は、決して特別な存在ではなく、障害のない児童生徒と同じように自立して生活し、社会に参加する権利があり、そのために特別な支援を受けることができること。



2 対応の実際における教師の姿勢

- (1) 対象児童生徒自身に対して
障害を正しく理解しようとする姿勢と努力が必要
 - ①児童生徒が示す様々な困難やつまずきは、本人の努力不足や怠け、家庭のしつけ等が直接の原因ではないということを正しく認識する。
 - ②児童生徒を取り巻く環境を整えたり、支援のしかたを工夫したり、苦手な状況を減らす等、様々な配慮を行う。
 - ③不適切な対応で傷ついている場合は、その子の心を癒し、自尊感情を高める支援を心がける。
- (2) 他の児童生徒に対して
 - ①「なぜそうするのか分からない。どう接したらいいか分からない。」という思いから排斥や攻撃につながることも多いので、このような児童生徒の行動や状況について十分に説明し、理解を促す。
 - ②何よりも、教師が適切な言葉かけや教材等により支援に努める姿を他の児童生徒に示すことが大切である。
- (3) 特別な支援を必要とする子どもの保護者に対して
児童生徒の障害や、障害により引き起こされる児童生徒の行動が周囲の人たちから正しく理解されないために、多くの批判や非難を受けてきていることがある。また、障害のためにいじめられるのではないかと不安もある。教師はこのような保護者が置かれた状況や立場を共感的に理解するとともに、保護者が前向きな姿勢で子育てに取り組めるよう支援していく。

〈文部科学省による LD の定義〉

学習障害とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

「学習障害児に対する指導について（報告）」（文部省 11 年 7 月）

LD 児の多くは、教科学習以前の発達の過程に部分的なつまずきがあり、この点が特異な学習困難に結びつくと考えられている。また、集団活動のルールを理解や相手に合わせた行動調整が困難であったり、運動の不器用さがみられたりすることも比較的多い。

〈文部科学省による ADHD の定義（試案）〉

ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び／又は衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7 歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」（文部科学省 15 年 3 月）

ADHD 児は、脳の何らかの要因により、自分の気持ちや行動をコントロールすることができず、「持ち物をよく紛失する、教師の話を聞いていない」（不注意）、「順番が待てない、おしゃべりが押さえられない」（衝動性）、「注意をしても席を離れる、座っていても手足を動かす」（多動性）等の行動が起こると考えられている。

〈文部科学省による高機能自閉症の定義（試案）〉

高機能自閉症とは、3 歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」（文部科学省 15 年 3 月）

高機能自閉症は広汎性発達障害に含まれ、「他人の気持ち、状況や役割を理解することが困難」、「会話が持続せず一方的になりやすい、イントネーションや言葉の使用が独特」、「特定の習慣や手順に固執しやすい、身体を揺らす等変わった行動が繰り返される」等の特徴がある。これらの特徴のうち言語発達の遅れがあまりみられないものをアスペルガー症候群と呼ぶ。

(Q 15) いじめ防止には、日頃からの家庭との関係づくりが大切だと言われますが、どのようにすればよいですか。

普段から保護者との信頼関係をつくっておくことは、次のような理由から大変重要なことである。

- 保護者が学校の教育方針を理解して、家庭と学校とで協調して子どもを育てていくことができる。
- 子どもの様子に変化が見られた場合、ささいなことでも相互に連絡を取り合いながら素早い対応ができる。

いじめが起こったとき、保護者が「担任の先生には話しにくくて・・・。」と思うようであれば、いじめへの早期対応の機会を逃すことになる。学校の中で、保護者が一番身近に感じている先生はやはり担任であり、担任に期待する思いも大きい。子どもの出すわずかなサインを見落とさないためにも、普段から保護者と何でも言い合える関係をつくっておきたいものである。そのために配慮したいことを以下にあげる。

① 「人と人」としての人間関係づくりに努める

保護者の教師への親和感や信頼感は、教師の保護者への対応が大きく影響してくる。保護者からの相談や問い合わせに、「忙しいので、手が回らなくて・・・。」などと言いつつ先に言うてしまうことはないだろうか。また、教師として教える立場に慣れてしまい、一人の人間としての接し方を忘れてしまうようなことはないだろうか。

保護者から気軽に相談を受けることができるよう、自分を開き、人と人の人間関係づくりに努めていくこと、困ったときに相談にのれる存在となることが大切である。

② 保護者の思いに誠実に応える

保護者は学校に対して様々な意見や願い、疑問点などをもっている。「学校行事の期日を教えてほしい。」「個人面談の予定を変更してほしい。」「子どもの様子が気になるので相談にのってほしい。」など、その内容は多岐にわたるであろう。そして、それを直接学校に伝えることは勇気のいることである。ましてや、学校に出向いて担任に、わが子のことを相談するには、ずいぶん足が重いはずである。そうしたことを、どれだけ感じとれるかどうかという感性が大切であり、面談後、保護者が「軽く扱われた。」などと感じる決してないようしなければならない。

我々教師には、その一つ一つの要求に「誠実」に応えていくことが求められる。誠実な対応を積み重ねていくことによって大きな信頼ができあがっていくのである。

③ 学校でのできごとを積極的に伝えていく

学校の様子を保護者に積極的に伝えていくことは学校の大きな責任である。そのとき、子どもの姿を教師がどういう目で見ているかということが大きな意味をもってくる。子どもの「よさ」を普段から見つけようと努めていけば、保護者に子どもの様子を伝えるとき、その「よさ」を交えて話ができるであろう。たとえ子どものことで困ったことを話すときでも、その子もっている「よさ」を伝えながら、今後のことについて一緒に考えていく姿勢を貫くことが、お互いの協力態勢をつくっていくのである。

～このような対応はありませんか？～



面談中の母親から、「最近、学校の帰りが遅い。言葉遣いも悪く、反抗的。先生からも注意をしてほしい。」と訴えられ、【パート1】

「お母さんのご心配はよく分かりますが、クラスの中にはもっと心配な子がいるんですよ。子どもさんとじっくり話してみてください。」

解説【パート1】

担任にとっては、学級内にもっと心配な児童生徒がいても、我が子のことが気になりな母親としては、自分の子のことはどうしてもよいのか、という不信感を抱かせる対応である。母親のその時の思いをしっかりと受けとめ、一緒に考えていく姿勢こそが信頼とよりよい関係づくりにつながる。

放課後、学校を訪れた母親から、「子どもの様子がおかしい。一人で悩んでいる様子で、心配している。」と相談され、【パート2】

「私も心配しているんですが、コンクールが間近に迫っていて、子どもたちも待っていますので、相談は後日ということにしてください。」



解説【パート2】

たくさんの仕事を抱え、優先順位をつけて活動することも多い。

しかし、勇気をもって来校し、発せられた母親の言葉とその思いは、是非とも受けとめたい。

相談を日延べにしたために、話が聞けなかった、関係が崩れたなど、取り返しのつかない結果を招いた話はよく耳にするところである。その時々を柔軟に対応できる資質を身に付けたい。

ただし、どうしても都合がつかないときは、日時を決めるなど相手の思いを大切にされた対応が必用である。

母親から、「子どもがあざをつくって帰ってきたんですが、何かあったのでしょうか？」と、電話があり、【パート3】

「B君と喧嘩をしたんですが、仲直りさせました。大丈夫です。心配することはありません。」



解説【パート3】

あざをつくって帰ってきた我が子を見た母親は、学校で何があったのかと不安な気持ちである。学校で子どもたちが喧嘩をしたり、あざをつくるようなできごとがあったら、子どもが帰宅後、早い時間に、学校から家庭に様子を知らせることが大切である。

また、学校から「仲直りさせた」、「心配することはありません」と言われても、状況が分からねば不安は軽減しない。けんかの状況を説明し、理解を得ることが必要である。

また、相手の気持ちをしっかりと受けて、一緒に考えていく姿勢こそが大切であり、細かなことでも連絡しあえる関係づくりが重要である。

(Q 16) 児童会・生徒会活動において取り組みたいことは何ですか。

児童生徒が明るく生き生きとした学校生活を送れるようにするためには、児童会・生徒会活動を充実していくことが重要である。

児童生徒の自発的・自治的な活動を通して、集団に内在する「自浄力」を高め、「いじめを許さない」取組を進めることが大切である。

1 児童会・生徒会活動の活性化

いじめ問題に限らず、学校生活上の諸問題の解決に向けて児童生徒の主体的な取組が求められる。したがって、学校の一貫した指導体制の下で、教師が次のような観点をもって指導する中で、児童会・生徒会が児童生徒の主体的な活動として運営されるよう活性化していくことが大切である。

(1) 望ましい組織の下で、全校児童生徒のもつ問題や意見を反映した、自発的、自治的な活動ができるようにする。

(例) 「〇〇ポスト」の設置、広報紙の発刊、集会活動など

(2) 児童生徒がそれぞれの役割を分担し、活動の計画を立てて自主的に実践する場や機会を豊富に設ける。

(例) あいさつ運動、美化運動、球技大会、アルミ缶回収運動など

(3) 地域におけるボランティア活動や地域行事の参加など、家庭や地域との連携協力を十分に図りながら、児童生徒の自主的、自発的な活動を助長する。

(例) 地域の福祉施設等でのボランティア活動の実施、地域の清掃活動や交通安全運動への参加など

2 児童会・生徒会活動を通じた取組

ある中学校で、生徒会活動を通して「いじめをなくす運動」に取り組んだ実践例を以下紹介する。

(1) いじめに関するアンケートの実施

いじめの実態について、生徒会執行部が全校生徒にアンケートを実施した。その結果、約1割の生徒が「いじめを受けたことがある」と回答し、同じく約1割の生徒が「いじめたことがある」と答えていた。

(2) 生徒会集会の実施

集会において、アンケート結果やいじめについて真剣に考えていくことの大切さを生徒会執行部が全校生徒に伝えた。そして、各学級ごとにいじめ問題について話し合い、各学級での活動や意見を紹介する「いじめをなくす集会」を行うことを提案した。

(3) 各学級での取組

生徒会執行部からの提案を受けて、各学級でいじめについて考え、話し合う学級活動を行っ

た。以下にある学級の取組を紹介する。

生徒の活動	留意点
<p>○全校放送による生徒会長からの趣旨説明を聞く。</p> <p>○司会者は、いじめ問題に対する生徒会の取組と各学級での活動の意義を確認する。</p> <p>○司会者は、本時の活動内容を説明する。</p> <p>○数人の教員によるいじめ場面を取り上げた役割演技を見る。 (役割演技1) ある生徒の悪口を言っているときにその生徒がやってきた場面 (役割演技2) 1人の生徒が数名の友人から用事を言いつけられる場面 (役割演技3) 机にいたずら書きをされた生徒が教室に入っていた場面</p> <p>○各班ごとに、役割演技を見ながらどのような気持ちになったか、どんなことを感じたかを話し合う。</p> <p>○班の話し合いで出た意見を短冊に記入し、黒板に貼る。</p> <p>○それぞれの立場からの意見をもとに、いじめについて話し合う。</p> <p>○本時の学習の感想を書く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ねらいは全校同じであるが、活動内容は各学級で工夫する。 ・司会は、学級委員が行う。 ・あらかじめ生徒一人一人の立場を決め、その立場で役割演技を見ることを約束する。 (いじめる立場、いじめられる立場、傍観者) ・机間指導をしながら、話し合いの様子を把握する。 ・発言内容を類型化し、生徒がそれぞれの気持ちを把握しやすいようにする。 ・意見が出にくい時には班で話し合ったり、教師が補足説明や問題提起を行う。 ・本時の感想を話す。

(4) 「いじめをなくす集会」

各学級で行った取組を発表し合い、各学級から提案された内容の中から、「①全校生徒から人権標語の募集を行う。②放課後を利用し、校舎内の落書き撲滅作戦を行う。」という2つの活動をするを全校生徒で決定し、実践した。

○「いじめをなくす集会」後の生徒の感想

いじめられている人がこんなに苦しんでいるとは知らなかった。今までいじめている人といじめられている人の問題と思っていたが、ある学級の発表の中で、いじめられている人は、「誰も助けてくれない」という気持ちになっていると聞いて驚いた。

いじめがなくならない原因は、自分には関係ないと思っている人にも大きな原因がある。「いじめをしない」ではなく、「いじめは許されない」という気持ちを全員が持つことが大切だと思った。

美術室や音楽室の机に人の悪口を書いてあるのを見たことがあった。今までは特に気にすることもなかったが、自分も「馬鹿」、「ムカツク」という言葉を軽く考えていたように思う。

(Q 17) いじめを未然に防止するうえで、地域との協力はどのようにすればよいですか。

いじめを予防するためには、地域の特色を生かしながら、意図的・計画的に地域にある組織や団体との協力関係を築きあげていくことが大切である。その方策として次のようなことが考えられる。

○ **校外生活についての情報交換**

教職員が、諸会合や懇談会等で、校外生活についての情報交換を行ったり、日常的に地域の方と接する機会をつくったりして、地域における子どもたちの人間関係を捉え、地域と協力していじめを防止する。

○ **行事への積極的参加やNPO等の活用**

子どもたちが、子ども会をはじめ地域の行事やNPO等が主催する活動へ積極的に参加することを促し、その中で、豊かな人間性が育まれるようにする。また、教職員自身も参加し、学校生活とは異なる過ごし方を発見しあう。

○ **積極的な評価**

子どもの地域での活動の様子（スポーツ少年団や地域行事等での活躍の様子など）を、子どもとの会話や日記の中から見出し積極的に評価していく。できれば、地域での子どもたちの活動の様子を観察したい。

○ **地域人材の活用**

地域の中に子どもたちの生き方のモデルとなる人材（子ども会指導者、スポーツ少年団指導者、民生児童委員等）を、ゲストティーチャーに迎え、学校との協力関係や子どもたちとの親密な関係を創り出し、地域へ広めていく。

○ **地域社会に向けての啓発活動**

児童生徒のいじめの問題は、大人社会の縮図であるとも言われる。大人の社会からいじめや人権侵害をなくす努力をし、その姿勢を子どもに示し、子どもたちのモデルとなることが必要であり、地域社会の使命でもある。学校においては、第1章で示したようないじめ問題に関する基本的な認識を、機会を捉えて、積極的に地域に啓発していくことが必要である。

地域やNPO等と協力した活動の内容として、次のようなことが考えられる。

● **地域と一体になったあいさつ活動** ●●●●

生徒会の提案により、生徒・教員、地域住民が一体となってあいさつ運動に取り組み、地域あげて人間関係づくりを促進する。

● **スポーツ少年団活動** ●●●●●●●●●●

地域のスポーツ関係団体や指導者等の協力を呼びかけ、スポーツ活動等を通して、仲間との連帯感や協調性、フェアプレーの精神などを身につけさせるための働きかけを行う。

● **PTA地区会での諸活動** ●●●●●●●●●●

PTAとのタイアップにより、地区会等で学校におけるいじめの実態について共通認識するばかりでなく、親子が共同歩調でいじめ撲滅に向けて取り組む土壌づくりを行う。

● **大人との対話集会** ●●●●●●●●●●

青少年健全育成に関わる団体と連携をとり、子どもたちと地域の大人との対話集会などを開催し、教員も同席する中で、地域住民との連帯意識の向上をめざすとともに、いじめへの正しい認識を深める。

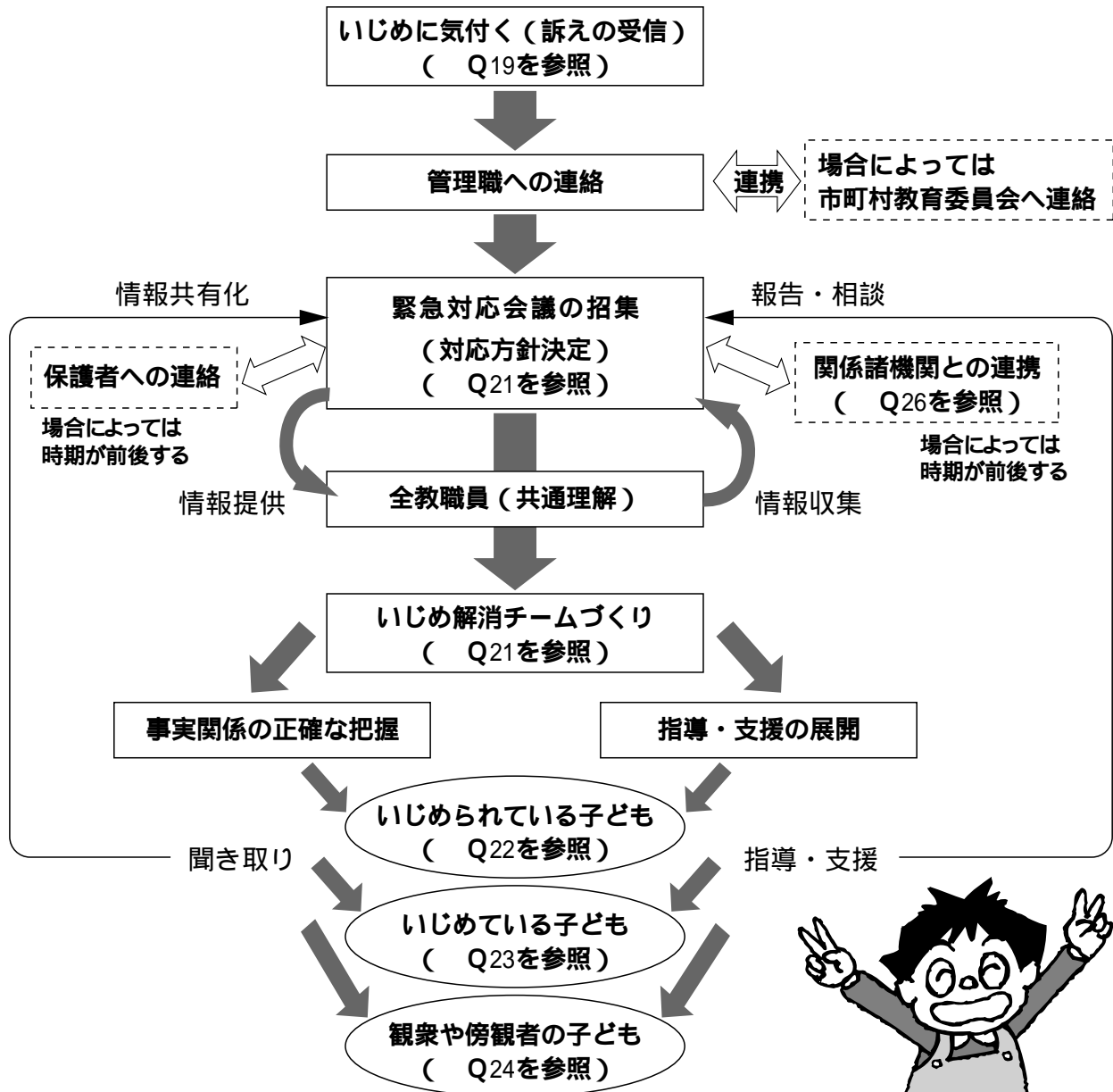
第4章 いじめへの対応

(Q18) いじめがわかったときの緊急対応はどのようにしたらよいですか。

学級担任が、一人で対応してしまったために、配慮に欠け、児童生徒をよりつらい状況へ追い込んでしまい、さらに保護者とトラブルになってしまうこともある。また、問題が必要以上にこじれ、学級担任が孤立してしまうこともある。

そうした状況を回避するためには、いじめ解消チームを編成するなど、組織的に対応すること(下図参照)が大切である。いじめ解消チームを編成することによって、多角的な問題の捉え方や対処の仕方ができる。また、学級担任個人の問題とせず、学校全体の問題として事の解決にあたることができる。

具体的な緊急対応の手順



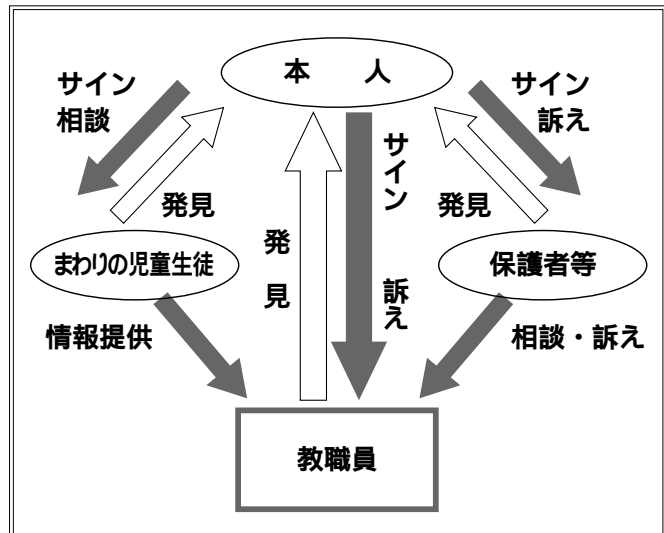
(Q 19) いじめを早期に発見するにはどのようなことに留意すればよいですか。

いじめは、発見や指導が遅れると、より長期化したり、陰湿化し解決しにくくなっていく。そして、いじめが深刻化するほど指導も困難になる。早期に発見して早期に解決を図ることが最も大切である。

1 早期発見の方法

教職員がいじめを発見できる経路は、右図の構造図のように3つに整理できる。

これらの3つの経路からの情報（サイン）がスムーズに教職員のところに入ってくるには、日頃から次のようなことに留意することが大切である。



- 児童生徒や保護者からの情報（サイン）が、よく見え、よく聞こえる人間関係をつくること。

- いじめは、人権の侵害にかかわる問題で

あり、児童生徒の言動が、相手の人権を侵すものになっていないかという視点で観察すること。

- 「見る」「聞く」「感じる」感性をはたらかせ、いじめられている本人のわずかな変化でも見逃さないこと。

ただし、いじめられている児童生徒は、いじめている児童生徒からの報復を恐れったりして、訴えをしぶったり、平静を保とうとする傾向があり、サインを発していなように見えることがあるので、十分認識しておくこと。

2 いじめのサイン（例）

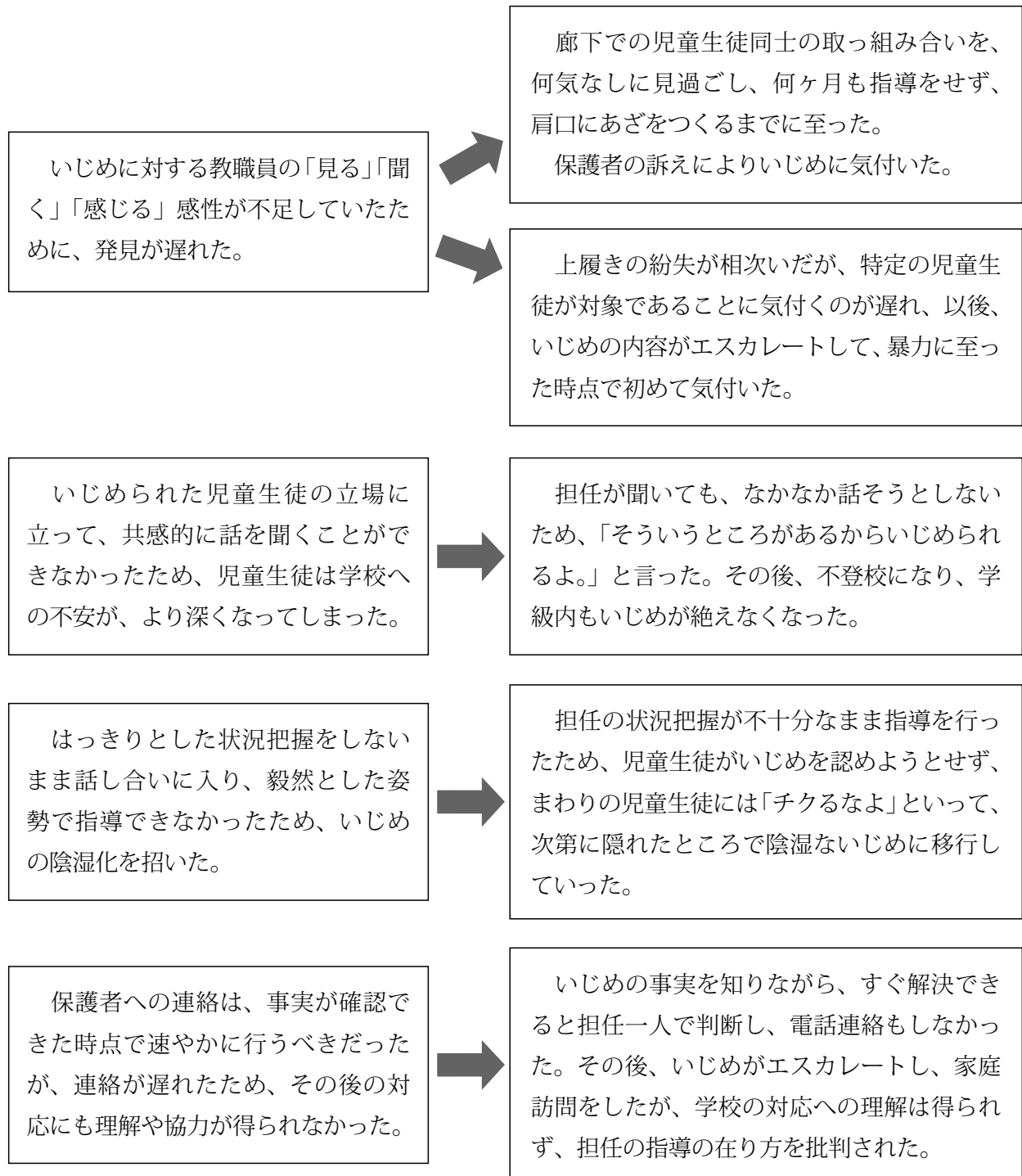
学校で（学級・廊下・保健室など）	家庭で
<ul style="list-style-type: none"> ●教科書・ノート・履き物等の持ち物が紛失したりする。 ●机にいたずらされたり、持ち物がゴミ箱に隠されたりする。 ●仲間に入れず、一人でぼつんとしている。 ●理由なく欠席・遅刻等が増える。 ●話しかけても無視されている様子が伺える。 ●授業中の発言で嘲笑が起こる。 ●本人の机や椅子、関係した掲示物が傷つけられたり、落書きされたりする。 ●教職員に何か訴えたいような表情で近づく。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の部屋などでぼんやりすることが多くなる。 ●口数が少なくなり、学校のことや友達のことを話さなくなる。 ●家から金品を持ち出すことがある。 ●食欲がなくなり、今までになく疲れや睡眠不足を訴えるようになる。 ●朝、腹痛や頭痛を訴え、登校をしぶる。 ●転校したい、学校をやめたいと訴える。
<ul style="list-style-type: none"> ●教室に入れず、職員室の近くをうろうろする。 ●教師にべたべた寄ってきたり、隠れるようにして話したりする。 ●給食を残す、食欲がなくなる。 ●保健室や職員室から教室に戻りたがらない。 ●衣服の汚れや破れ、擦り傷などが見られる。 ●急に沈み込んだり、泣いたり、情緒が不安定になる。 ●文字や絵が乱雑になる。 ●学習意欲や成績が低下する。 	<p style="text-align: right;">など</p>

(Q 20) 不適切な対応によっていじめ問題が深刻化するのとはどのような場合ですか。

いじめの対応に当たっては、学校全体が統一した方針の下に、早期に組織的に対応していくことが大切である。ここでは、不適切な対応によって、いじめの解決を長引かせたり、児童生徒や保護者の不安感や不信感を募らせる場合の例を示す。

《不適切な対応》

《深刻化したいじめ》

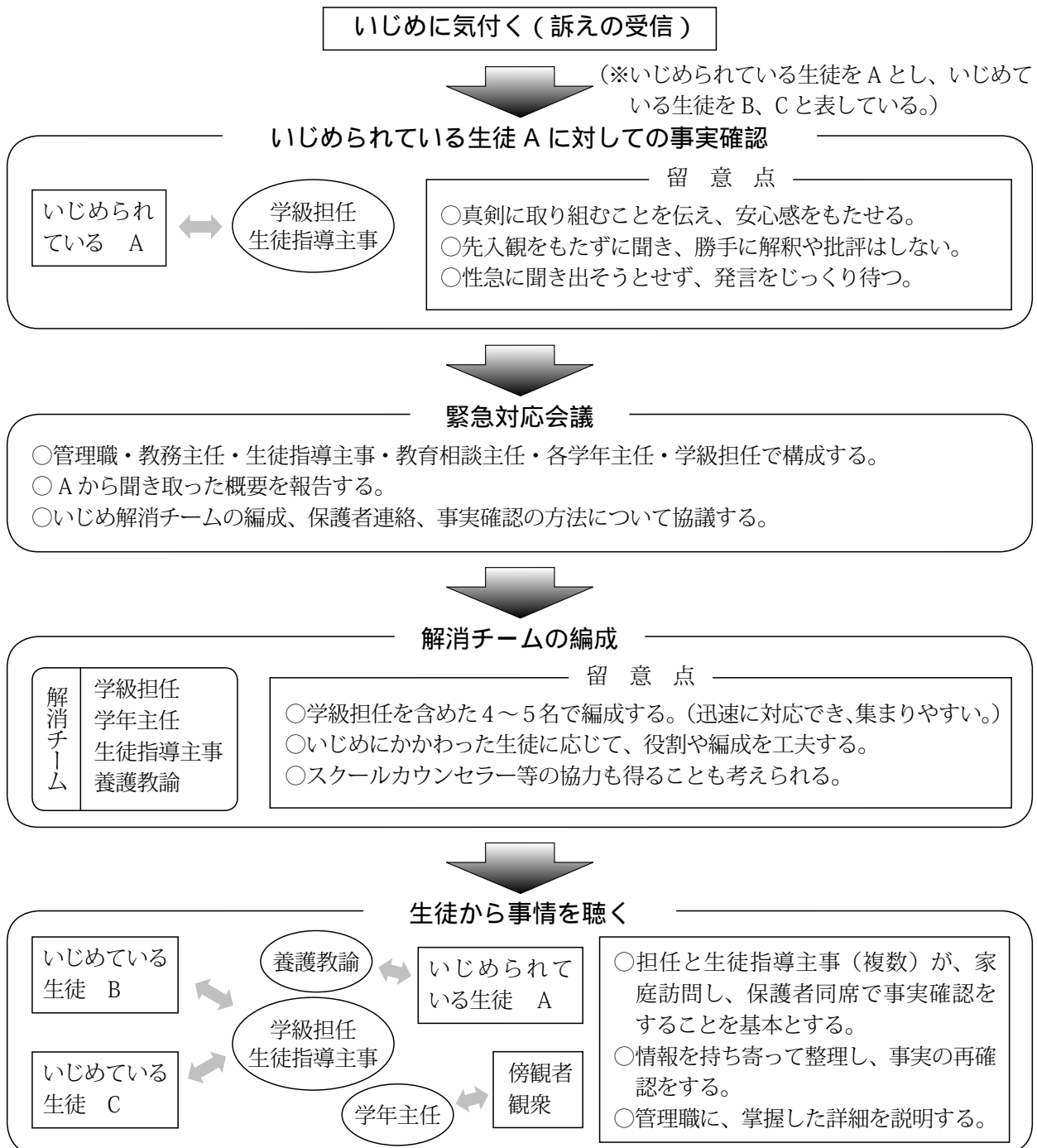


(Q 21) いじめ解消チームをつくっての対応の手順はどのようになりますか。

いじめ解消に向けての取組は多岐におよび、しかも早期対応が求められるため、一人での対応は困難を極めることは、前述したとおりである。

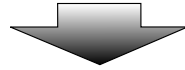
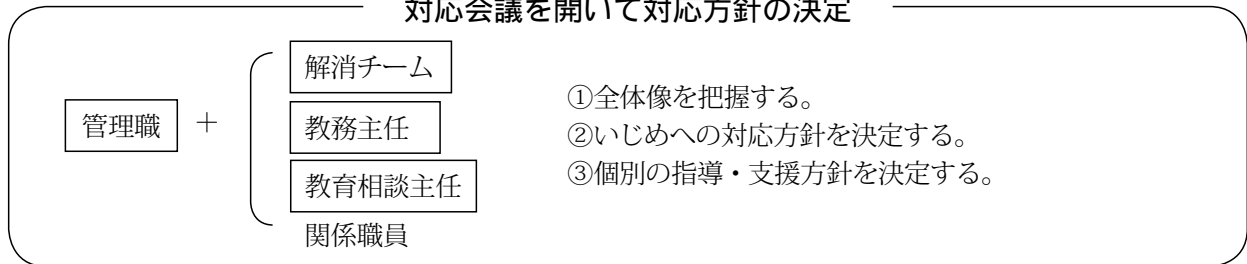
解消チームを編成することで、多面的な対応が可能となる。いじめを学校全体の問題として捉えるために、解消チームは管理職や他の教職員と連携を図ることが大切である。また、より有効に機能するために適切な人数で、迅速に対応することが重要である。

いじめに気付いてから、「いじめ解消チーム」を編成して対応する、基本的な手順を中学校を例に図示する。





対応会議を開いて対応方針の決定



職員会議で説明

- ①生徒から事情を聞いてわかったいじめの全体像を説明する。
- ②解消チーム外の教職員が有する情報を提供する。
- ③対応の方針を説明し、全職員で共通理解する。
 - ・ いじめ解消チームの役割や分担を説明し、共通理解を図る。
 - ・ いじめられた生徒、いじめた生徒の両方に対して、発達段階にある生徒を育てる観点から、全教職員で支援する。
 - ・ 学校全体の問題として、当該学級の学級づくりを支援する。



当該生徒・学級への指導・支援、保護者への対応

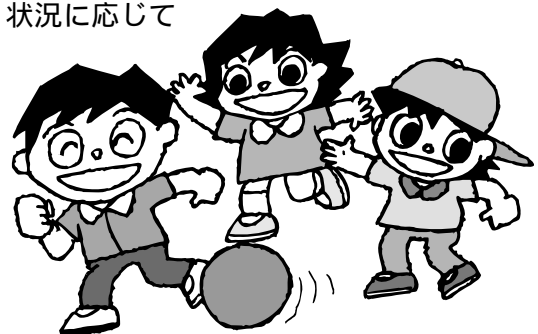
- 解消チームが役割を分担して、いじめられた生徒の支援、いじめた生徒の指導を行う。
(詳細は、Q 22、Q 23 参照)
- 家庭訪問を、学級担任と学年主任等複数教員で行い、それぞれの保護者に安心感・信頼感を与えられるよう事実や学校の方針を説明する。
- 学級担任を中心として、学級づくりの再構築を行う。
- 解消チームで指導・支援の状況を確認する。



対応会議（職員会議）を開き、事後の対応方針の決定

- ①生徒への指導・支援後や保護者対応後の状況について報告を行う。
- ②今回の事象を受け、学校全体としてのいじめの撲滅に向けての指導方針・方法を検討する。
 - ・ 他の学級でも同様の事象が、起こらないよう学校全体で、再チェックする。
- ③今回の「いじめ解消チーム」の活動状況などを評価し、今後の対応の改善策等を練る。

全ての事象がこのように対応できるわけではないが、状況に応じて迅速かつ柔軟に対応することが大切である。



(Q 22) いじめを受けた児童生徒やその保護者にはどのように対応すればよいですか。

いじめ問題を解決するための原則として、いじめをやめさせることはもちろんであるが、児童生徒の受けたつらい気持ちを理解しようとする姿勢が基本となる。

いじめを受けた児童生徒やその保護者への対応については、おもに以下の点に留意することが大切である。

1 児童生徒からいじめを訴えてきた場合の対応

(1) 心身の安全を保障する

- ・「よく話してくれたね、全力でいじめから君を守るからね。」という、教師の姿勢を伝える。
- ・保健室など危険を回避できる時間・場所を提供する。
- ・学校の対応や体制などをできるだけ具体的に伝え、安心できるようにする。

(2) 事実関係や気持ちを聴く

- ・その子の話に疑いを持つことなく、「あなたを信じているよ。」という姿勢で聴く。
 - ・事実や内容を一つ一つ正確に押さえる。
 - ・その子が、何を、どう感じているのかを受容的・共感的に聴く。
 - ・はっきりしない事やあいまいな点がある場合は「～について、よかったらもう少し詳しく話してくれないかな。」などと、相手の気持ちを相手の気持ちを確認しながら聴いていく。
- ※話を聞く場合、その子との関係が良好な教師が対応した方が望ましい。



把握したい事実関係

- いつ頃からか。 ○だれがどんな行為をしたか。 ○その時、どう感じたか。
- 今、どう思っているか。 ○周りの児童生徒たちの様子はどうか。

(3) 今後のことを共に考える

- ・その子がどうしてほしいと思っているのかを確認し、はっきりさせる。
- ・学校や教師は、どのような対応をしようと考えているのかを丁寧に伝える。
- ・その子の希望を尊重しながら、個人や学級全体への具体的な対応について共に考える。

(4) 教師との関係を深める —長期的な指導—

- ・相談や日記・手紙などで積極的にかかわり、その後の状況を注意深く観察する。
 - ・良さを見つけ、それをほめたり認めたりしてより肯定的にかかわっていく。
 - ・その子が自己を受容できるよう支援し、自分についての自信を深めさせる。
 - ・将来の夢や希望を聴き、その実現のために、今、何をすることが必要なのかを共に考える。
 - ・スクールカウンセラーや関係諸機関と連携し、その子の受けた「心の傷」のケアに努める。
- ※「これからも継続的に見守っていく。」という教師の姿勢を伝えたい。

2 いじめを訴えることができない子の対応

- ・ その子が受けているいじめについて把握している情報を伝え、いじめの有無を確認する。
- ・ 心配していることを伝え、「全力でいじめから君を守る。」という、教師の姿勢を示す。
※いじめられていることを訴えたら、『訴えてきた場合』と同様に対応していく。

3 いじめを受けている児童生徒の保護者への対応

(1) 家庭訪問し事実関係を伝える

- ・ だれに、いつ頃から、どんないじめを受けていたのかを伝える。
- ・ 複数の教師で対応し、経過綴りなどを準備した上で、保護者に誤解を招かぬよう誠意をもって説明する。
- ・ 常に児童生徒のために一緒に考え、支えていく姿勢を示す。
- ・ 当面やらなければいけないこと、学校全体で取り組むこと、長期的な見通しの中でやることなど、学校側の対応を説明する。

※学校側の責任を初めから回避するような言い方は控え、むしろ学校で起こったことへの謝罪の気持ちは素直に伝えたい。

(2) 親の気持ちを共感的に受けとめる

- ・ 自分の子どもがいじめられていると知った親のつらい気持ちや、この先の不安な気持ちをしっかり聴く。
- ・ 学校や担任への批判も、まずはしっかり聴くことに努め、説明できることは、親の気持ちを十分に聴いた後で行う。

(3) 今後のことを共に考える

- ・ 児童生徒が苦痛や恐怖感、不安などを感じて苦しんでいることについては、学級が全力をあげて解決に向けて取り組む姿勢を伝える。
- ・ 今後のいじめ解決に向けた学校の方針・取組について、保護者が納得できるように具体的に説明し、担任だけではなく全教師がいじめ解決のために努力していくことを伝える。



話を聴くときの留意点

- カウンセリングマインドをもって、語りかけていく。
- いじめの実態を早くつかもうとするあまり、被害者への対応が詰問調になってはならない。
- いじめられている辛さ、孤独感に共感することに教師の力量を注ぐ。

(Q 23) いじめている児童生徒やその保護者にはどのように対応すればよいですか。

いじめ問題の対応において、教師側の威圧的な指導に終始すると、表面的には問題が解決したように見えても本当の解決になっていない場合があるので十分な配慮が必要である。

いじめている児童生徒やその保護者への対応については、おもに以下の点に留意したい。

なお、いじめている児童生徒への事実確認については、家庭訪問で行うことを基本とし、保護者同意のもとで行うことが望ましい。

(1) 家庭訪問の趣旨を説明する

- ・複数の教師で訪問し、いじめについて把握している内容を伝え、家庭訪問の理由を丁寧に説明する。
- ・「ぜひ、君の気持ちや言い分も聴きたい。」と伝える。
- ・「いじめの問題は心に大きな傷を残す重大な問題であり、いい加減に見過ごすことをしたくない。」など教師の認識や姿勢を伝える。
- ・いじめの問題について共に考え、取り組んでいきたいことを伝える。



(2) やっている行為やその時の気持ちを聴いていく

- ・どんなことを、どんな気持ちからやったのかを、まずは受容的に聴いていく。
- ・納得できないことや矛盾している点などは率直に伝え、事実関係を明確にしていく。
- ・ストレス解消の手段としたり、おもしろ半分でいじめている場合も多く、その動機や経過を正確に把握する。

※予断をもった聞き方はしない。

※行為そのものは、重大な人権侵害であることを押さえておく。

把握したい事実関係

- いつ頃からか。 ○だれにどんな行為をしたか。
- 動機や理由（正当化に注意しながら）。 ○その時、どう感じたか。
- 今、どう思っているか。 ○周りの児童生徒たちの様子はどうか。

(3) 自分のやっている行為の不当性に気づかせる

- ・いじめられている児童生徒の苦しさや、不安などを具体的に伝える。
 - ・何がいじめなのか、なぜいけないのか、十分説明する。
 - ・自分のしていることについての、今の気持ちを聴いていく。
- ※児童生徒は内面に様々な不満や不安を抱えている場合が多いことを認識しておく。

(4) 親の気持ちを受けとめる

- ・自分の子が人をいじめていると知った親の苦しい気持ちなどをしっかり聴く。
- ・親の愛情や教育に関する熱意などを受容する。
- ・学校や担任の対応への批判も、まずはしっかり聴くことに努め、説明できることは、親の気持ちを十分聴いた後で行う。



話を聴くときの留意点

- ① いじめている児童生徒の気持ちを十分聞く中で、自らの行為に気づかせていくのであって、叱責、説教は状況への付随的なものである。
- ② いじめている児童生徒の行為に対する憎しみと正義感・潔癖感から、教師が理詰めで児童生徒を追いつめることは避けたい。あくまで、子どもというものは、過ちを犯しながら成長していくという、発達への理解をもって受容的に指導に当たることを忘れてはならない。

(Q 24) いじめがあった場合、他の児童生徒への対応はどのようにすればよいですか。

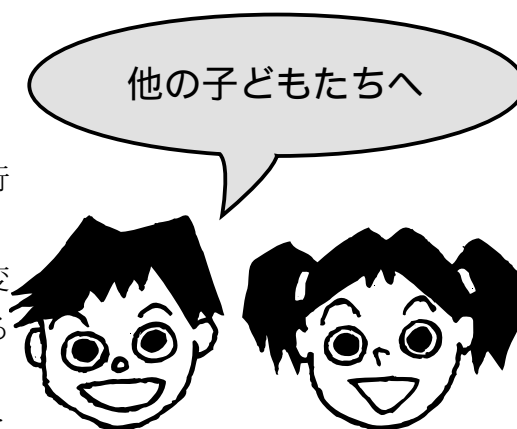
いじめがあった場合の他の児童生徒への指導は、いじめを受けた者の気持ちや状況によって対応が違ってくる。その中で必ず押さえておきたいことは、いじめをはやしたてるいわゆる「観衆」と見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめに関係していないのではなく、いじめに加わっていることと同じであることを自覚させることである。

他の児童生徒への対応については、おもに以下の点に留意したい。

1 いじめを発見した段階での緊急の対応

(1) 学級全体に「いじめ」があることを話す。

- ・いじめは重大な人権の侵害であり、許されない行為であることを伝える。
- ・いじめを受けている子の苦痛や恐怖、不安は大変大きく、その子がいかにつらい毎日を送っているかななどを真剣に話す。
- ・「いじめられる側にも問題がある」と受けとめることは、いじめを容認することであり、人それぞれの個性や違いを否定することで、絶対にあってはならない考え方であると伝える。
- ・学級の全員でこの問題を考え、取り組み、解決していきたいと伝える。



- ・「学級の中に、いじめを見て見ぬふりをしたり、止めることができなかつた人もいると思うが、それは不安や怖さからであると思う。」など、傍観していた児童生徒への理解を伝える。
- ・しかし、どんな気持ちからであれ、いじめを止めなかつたことが、いじめを助長していたかも知れないこと、勇気を持っていじめ問題に取り組むことが大切であること、みんなで取り組んでいきたいことを伝える。

※いじめていた子ども、いじめられていた子どもが同席していることに十分配慮し、特定の個人を攻めるのではなく、みんなで考え、安心して学べる学級づくりを考えるという趣旨を徹底して臨むことが重要である。

2 全体への長期的な対応

(1) いじめの問題を自分の問題として考えさせる

- ・いじめを知っていておもしろがっていた、止めることができず無関心を装っていた、全く気づかなかつたなど、いじめに対して自分の立場はどうであったか、そのことの問題点は何か、その背景にどんな気持ちがあつたかなどを考えさせる。
- ・自分はどうすべきだつたか、これからどうすべきか、そのようにしていくための問題点は何かなどを話し合つたり考えたりさせる。
- ・今後、どんな学級（H・R）にしていきたいか、そのためには、何を、どんな手順で行えばよいかなどを具体的に話し合う。
- ・道徳や学級活動（L・H・R）の時間、児童・生徒会活動などいろいろな活動・行事を通して、人権の尊重などについて具体的に指導していく。

(2) いじめられている児童生徒の気持ちを体験的に学習する

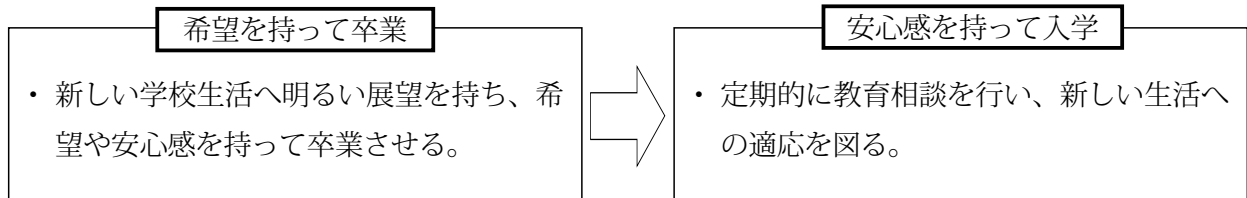
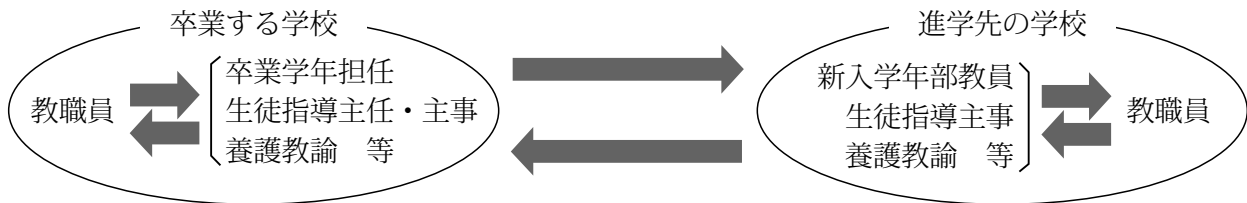
- ・「ロールプレイ」などをとおして、いじめられている児童生徒のつらさを体験的に感じさせることも有効な指導の一つである。ただし、その場合、学級等の交友関係や状況を十分に把握した上で、専門的な研修を積んだ者などの協力を得ながら実施するなどの配慮が必要である。



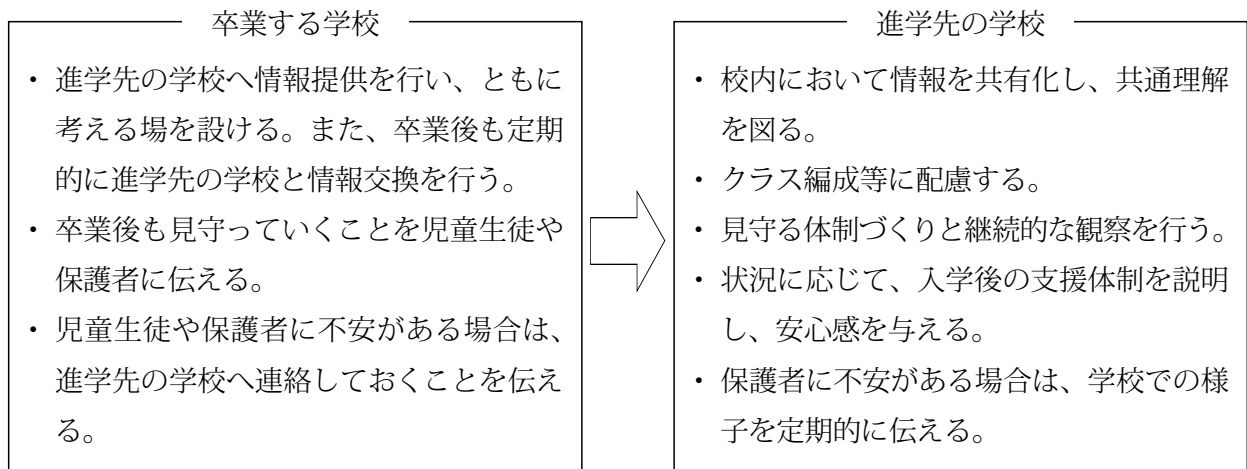
(Q 25) いじめに関して、異校種間の連携にどのように取り組んだらよいですか。

第2章で示したとおり、いじめの発生件数は小学校の高学年で増加し、中学校1年で2倍以上になっている。中学校におけるいじめは、小学校時代からのいじめが継続していたり、小学校における人間関係のトラブルが起因する場合もある。

卒業、進学にあたり卒業する学校と進学先の学校の関係者が、きめ細かな連携を図るとともにそれぞれの学校で校内体制を確立する必要がある。



〈体制づくり〉



また、以下の点に留意し、日頃から異校種間の連携を深め、新入学時の児童生徒の心理的な負担を軽減し、進学先の学校で適応できるようにすることが大切である。

- 新しい環境での友達、先輩、教師との人間関係が、児童生徒にとって入学時の大きな不安になっている。発達段階に応じた「人間関係づくり」に視点を当てた連携が大切である。
- 児童生徒は、教師が把握している以上に、学習上や生活上の相違に不安を感じている。教科指導や生徒指導の連絡会を設けるなど、適切な情報交換に努めることが大切である。
- 入学前の計画的な児童生徒間の交流活動や入学後の丁寧なオリエンテーションは、入学時の「不安」「戸惑い」を軽減するうえで有効であり、より工夫された取組が求められる。

(Q 26) いじめ問題の解決に向けて、地域社会や関係機関等とどのように連携を図ればよいですか。

いじめ問題の解決に当たって、学校が最大限の努力を行うことは当然であるが、以下のような課題が存在することがある。

- いじめられている児童生徒が、自己に対する否定感や他者に対する不信感を強くもつなど精神的に多大な苦痛を感じている。
- いじている児童生徒が生活上の不満や親子関係の問題等でストレスを感じている。
- 関係児童生徒やその保護者が学校の対応への不満や不信感をもち、教職員に心を開くことができない。
- いじめの態様が、暴力行為、金品の強要などを伴い、犯罪性が強い。
- 大人の中にも「昔もいじめがあった、いじめられている子どもが抵抗すればよい。」など、いじめ問題に対する認識の低さが見られる。

学校の指導・支援だけでは解決が難しい場合、学校だけで解決しようと抱え込むことなく、適時適切に地域社会、関係機関等と連携を図ることが必要になる。

連携にあたっては必要な関係者で支援チームを作るなど、組織的に対応をすることが大切である。

1 連携を図るうえでの配慮事項

- 連携を図る関係機関等を慎重に吟味する。

問題の性質や児童生徒、保護者の状況を十分に分析するとともに、関係機関等の特質や専門性に照らした連携を図る。

- 保護者の理解を得る。

連携の必要性やその意義、連携先、期待できる効果、その後の学校の対応等について保護者に十分説明し、理解を得る。

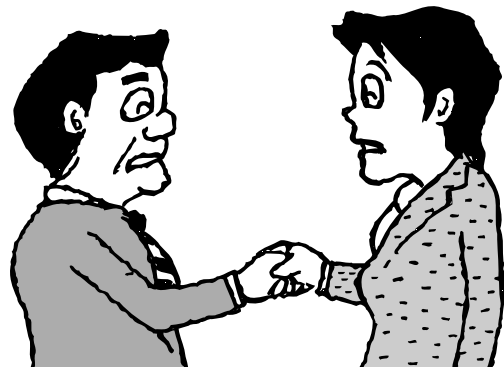
- いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方のプライバシーを保護する。

情報提供は、児童生徒やその保護者の人権やプライバシーを尊重する中で、適切な情報の共有化を図る。

また、連携する機関等間での守秘義務を徹底する。

- 関係機関等の専門性を尊重しながら、互いの機能が十分発揮できるようにする。

いじめに関係した児童生徒や保護者等に対して、誰がどのように関わるかなど具体的な役割分担を決め、互いの関わりについて共通理解を図りながら指導・支援を進める。

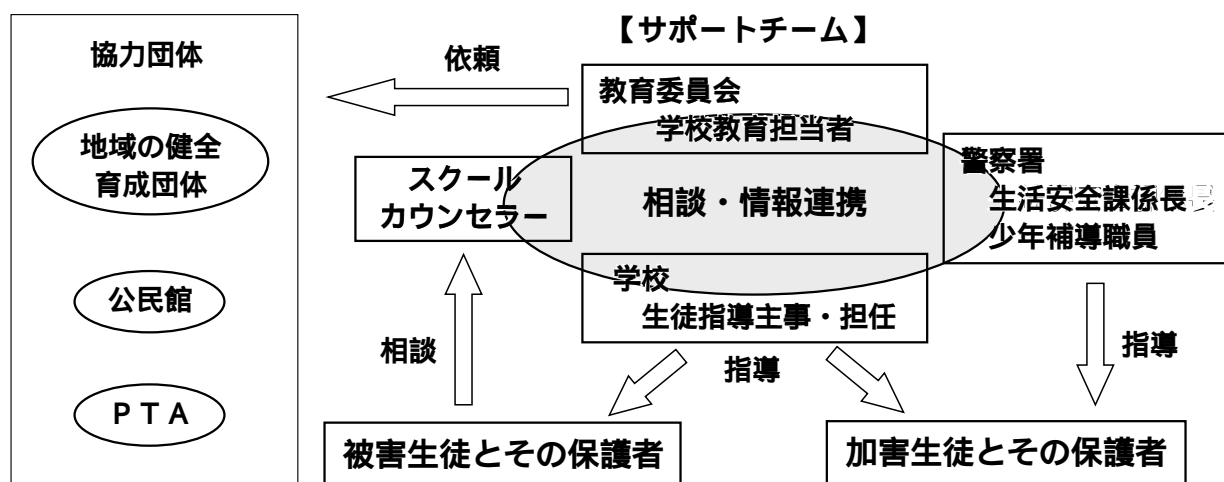


2 いじめ問題で地域社会や関係機関が連携して取り組んだ例

〈事例〉

中学2年生のA男は、3ヶ月前から同級生3名から暴力を受けたり、金銭を強要されたりしており、そのことを両親に話した。そして、A男は仕返しを恐れ登校しなくなった。父親は、「A男の人権が侵されている。」と学校に強く抗議し、警察にも被害届を出した。

学校は、問題の深刻さから、教育委員会に、外部の関係者も入れたサポートチームによる対応が必要であることを報告した。教育委員会は、下記の関係者によるサポートチームを編成して連携しながら対応に当たるとともに、公民館や地域の健全育成団体の支援も受けて問題の解決を図った。



【関係者の主な役割分担】

- 教育委員会学校教育担当者
 - ・学校への指導・助言を行うとともに、サポートチームのコーディネート役を務める。
 - ・地域の健全育成団体長に子ども達を見守る活動について依頼する。
- 警察署生活安全課係長及び少年補導職員
 - ・加害生徒とその保護者への事情聴取に当たるとともに、加害生徒の継続指導を行う。
 - ・A男の再被害防止に向けて、学校への助言に当たる。
- スクールカウンセラー
 - ・被害生徒A男のカウンセリングやその保護者の相談を行い、心のケアを図るとともに、A男やその保護者への関わりについて、学校へ助言を行う。加害生徒やその保護者についても必要に応じて相談にのる。
- 生徒指導主事及び学級担任
 - ・サポートチームの対応方針を受けながら、校内のいじめ解消チームの核として関係生徒とその保護者へ指導・支援を行う。必要に応じて関係生徒やその保護者にスクールカウンセラーや関係機関への相談を勧める。
- 協力団体
 - ・PTA 会長は公民館の支援を取り付け、人権に係る保護者対象の研修会を企画する。
 - ・地域の健全育成団体は、地域ぐるみで子どもを見守るためのあいさつ運動を行う。

(Q27) いじめ問題に適切に対応していくためには、どのような研修を進める必要がありますか。

いじめ問題に適切に対応していくためには、校内研修等を通して教師一人一人の資質を高めるとともに、具体的な対応等について全教職員の共通理解を図る必要がある。

◎研修のねらい

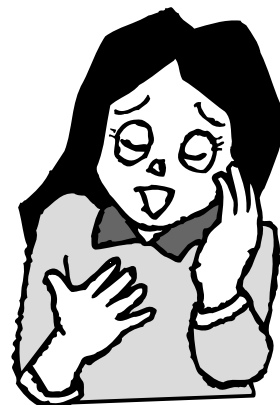
- ・ 教師自身のいじめ問題に対する理解や認識を深める。
- ・ いじめ問題発生時における適切な対応について、全教職員の共通理解を図る。
- ・ 教師一人一人の感受性を高めたり、児童生徒や保護者の内面理解を深める。 など



◎研修の内容

- ・ 国や県教育委員会作成の手引（「小・中・高等学校生徒指導の手引」、「不登校対応の手引き」等）や通知文（巻末に一部掲載）等を活用した研修
- ・ 人権尊重を基盤とした生徒指導の計画や学級経営の見直しを行う研修
- ・ 構成的グループエンカウンター、ピアサポートプログラム、ソーシャルスキルトレーニング等人間関係づくりに係る演習
- ・ いじめ事例について緊急対応表の作成演習（「学校危機管理の手引（P34）」参照）
- ・ 事例研究（「小・中・高等学校生徒指導の手引」参照）
- ・ カウンセリング演習、ロールプレイング等体験的な研修

いじめ問題の対応では、特に児童生徒の気持ちに関わっていくことがとても大切であり、児童生徒の内面理解を深めるには、教師の感受性が重要である。そのためは、知的に考えるのではなく、演習等を通しての体験的な研修が必要である。その一つの方法としてロールプレイングを取り入れることは極めて有効であるが、以下の点に留意する必要がある。



- 全教職員が体験的な研修の意義やねらいを十分理解してから研修を実施する。
- 研修の実施に当たっては、管理職のリーダーシップが求められる。
- 生徒指導部員や教育相談部員等が中心になって事前の打ち合わせを行い、研修時にはファシリテーター役（推進援助・調整役）を果たす。

【参 考】


国立教育政策研究所（<http://www.nier.go.jp>）の「教育情報データベース」には、いじめ問題相談機関情報やいじめ問題の学校・地域での取組情報が掲載されている。

いじめに関わる子の内面理解を深めるロールプレイングの例

1 ねらい

いじめ場面におけるいじめる子、いじめられる子、傍観者、観衆など、実際に役割をとっていじめの場面を展開することで、それぞれの立場の心理について、理屈でなく体験的に理解を深める。

2 研修の流れ

<ul style="list-style-type: none"> ○ウォーミングアップを行う。 ・簡単なゲーム等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者がリラックスしてロールプレイングに取り組めるようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ○演習の流れについて、説明する。 ○事例と場面設定について説明する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>中学校1年A男は日頃からおとなしく、学級の中では周囲の友人から、からかわれることがある。A男は、自分に対する友人の態度に不満を持っており、そのことを学級担任に相談していた。ある日の昼休み、学級担任が教室の前を通りかかるとA男がやってきて、B男達に無理矢理プロレスをさせられたと訴えてきた。</p> </div>	
<ul style="list-style-type: none"> ○A男がからかわれている場面 (1)A男がからかわれている場面のロールプレイングを行う。(A男役、B男役、B男の友人役) (2)メンバーで感想等を話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> ・A男、いじめている子、周囲の子、観衆の順番で感想を言う。 ○A男が学級担任に訴える場面 (1)A男が学級担任に訴える場面のロールプレイングを行う。(A男役、学級担任役) <ul style="list-style-type: none"> ・教師は、①「<u>A男の性格が深く影響していると考えている教師</u>」という姿勢で関わる。 (2)メンバーで感想等を話し合う。 (3)教師の姿勢を以下に変えてロールプレイングを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ②「<u>たいしたことではない、A男の思い過ごしだ</u>」など事象を安易にとらえている教師 ③A男の今の気持ちに寄り添おうとする教師 (4)メンバーで感想等を話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> ・A男、教師、観衆の順番で感想を言う。 (5)役割を交代して、ロールプレイングを行う。 	<div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・対応の善し悪しではなく、ロールプレイングをする中で、どのような感情が湧いてきたか自らの内面への気づきを大切にしてもらう。 ・進行役の人は、参加者が話しやすい雰囲気になるように配慮する。 ・教師役の人は、それぞれの姿勢になりきる。
<ul style="list-style-type: none"> ○ロールプレイング全体の感想やいじめ問題について感じたことや考えたことなどについて話し合う。 	

《人間関係づくりに使える手法（例）》

※1 構成的グループ・エンカウンター

子どもたち同士のふれあい体験を、教師が構成して行う体験的な活動。自己理解や他者理解を促し、信頼感や自尊感情を高める効果があるといわれている。

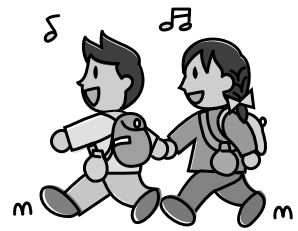
「エクササイズ」と「シェアリング」で構成される。

※2 ソーシャル・スキル・トレーニング

「ソーシャル」とは「社会的」「体人的」「人づきあい」、スキルとは「技」「技能」「技術」、つまりコツの意味である。自分と他者との関係を取り結ぶ行動は、性格や気質のように変化しにくいものではない。それは生後に学んだ、経験の結果である。

人は経験を通して人づきあいのコツを覚えていく。

そうした人間関係づくりのスキルをプログラムに沿って学んでいく手法である。



※3 ピア・サポート・プログラム

「ピア」とは「年代の仲間」、サポートとは「支援」の意味。子どもたち同士で悩んだり困ったりしている仲間を支える活動を行う。子どもたちは、一連のピア・サポート・プログラムを体験して行くことで、友だち同志で支え合うことを学び、建設的な解決方法を学習していく。



※4 アサーション・トレーニング

「アサーション」とは、一言でまとめると、「自分と相手の相互を大切にしていこうとするコミュニケーション」のことである。「さわやかな自己表現」とも言われる。

自分を大切にする自己表現を実行し、その気持ちよさを体感した子どもは、相手の自己表現を大切にすることができやすくなる。



〈教師のあり方〉

いうまでもなく、子どもたちにこのような手法を伝えていくとき、何よりも大切になってくるのは、伝える側の教師のあり方である。よりよい人間関係を子どもたちに学んでほしいと願う教師自身が、よりよい人間関係を求めて日々努力を積み重ねていくことが大切である。

その姿勢こそが、何よりも子どもたちのよきモデルとなっていくのである。

第5章 事例に学ぶ

事例1：本人はいじめられていると感じているが、その事実関係を明らかにすることができない場合の対応事例

(中1女子C子)

事例2：威圧的な言動が目立つ生徒が集団による仲間はずれにあった事例(中2男子B男)

事例3：数日間欠席していた生徒の保護者から、「子どもがいじめられていると言っている」と訴えがあったときの学級担任の対応事例(中3男子D男)

事例4：周囲が、「いじめられている子どもにも問題があると考えている場合の対応事例(小5女子A子)

事例5：本人がいじめを訴えてきたが、誰によるものか確認できない事例(中1男子E男)

事例6：高等学校で、いじめが原因で不登校になり出席日数が不足してしまった場合の対応事例(高2女子G子)

事例7：多動的な児童が他の児童から距離をおかれ、学級内で孤立していった事例(小3男子F男)

(注) 各事例は、対応の一部を焦点化して記述しています。

(事例1) 本人はいじめられていると感じているが、その事実関係を明らかにすることができない場合の対応事例(中学校1年C子)

1 状況

C子は、5月の連休明けに「学校に行きたくない。」と言って学校を休んだ。学級担任が家庭訪問したが、C子から詳しい話を聞くことはできなかった。休み始めて4日目、保護者に強く言われてC子は登校した。教室に入ることはできなかったが、別室で学級担任は次のような話を聞くことができた。

同じ小学校から進学してきたS子、T子を含む女子4人が、教室でわざと聞こえるように私の悪口をひそひそ話している。私が教室に入ると、4人が顔を見合わせ笑ったり、わざと教室を出て行ったりする。耐えられない。

C子の通う中学校は、1学年15人(男子8人、女子7人)の小規模中学校で、3つの小さな小学校から生徒たちが進学している。

C子は小学校5年の時、校区内の小学校に転校してきた。当時同学年の女子児童はC子、S子、T子の3人であったが、S子とT子は仲がよくいつも行動をともにしていた。そのためC子は2人の関係の中に入ることができず、学級でも孤立しがちであった。

中学校進学後も、C子は好ましい人間関係を築けず、寂しい思いで生活していた。またS子とT子は、他の小学校から一緒になった女子生徒2人と仲良くなり、学級でも影響力を持つグループを形成していた。

2 対応

(1) 本人への関わり

学級担任は、C子の辛い気持ちを受容しながら話を聞いた。そして何か力になることはないかと尋ねところ、C子は「そっとしておいてほしい、今日は帰りたい。」と答えた。学級担任は、登校してきたことにねぎらいの言葉をかけ、その日は帰宅させた。

(2) 4人の女子等への関わり

C子が帰宅した後、学級担任は4人を呼び、C子が4人から無視されているように感じていることを話した。4人は驚き、「自分たちは無視したことはない、C子の思い過ごしだ」と主張し、C子の受けとめ方に大きなズレがあった。また、学級の生徒にもそれとなく聞いてみたが、C子がいじめられているという情報はなかった。

(3) 全教職員での取組

放課後、学級担任は校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭に概要を報告した。そして、翌日職員会議を開催し、このことについて全教職員で今後の対応を協議することにした。

職員会議では、学級の問題として以下の点が示されたが、他の教職員からも具体的な情報はなく、4人がC子を意図的に無視するなどのいじめの事実確認はできなかった。

- 学級の間人間関係が小グループ化する傾向にある。C子は、どのグループにも属しておらず、親しい友人もない。
- S子たちは、常に4人グループで行動するなど人間関係が固定化されており、広がりが無い。また、グループの結束は堅く、周囲の生徒も4人グループに対してよい印象を持っていない。このことについて、校長は、無視をした、悪口を言ったという行為より、C子自身がそのように感じていることに大きな問題を感じていた。そこで、全教職員に、C子が小学校時代からS子、T子等と友人関係を築けず苦しんでいたことや、中学校入学後も人間関係において不安感や孤独感を持ちながら生活していたことに注目するよう全教職員に求めた。そして、以下の取組と役割分担を決定した。

- 深刻ないじめに発展しないように、全教職員が注意して生徒全員を見守る。意図的と思われる行為はすぐに学級担任、生徒指導主事に報告する。(全教職員)
- C子のつらい気持ちを真摯に受けとめ、C子の思いを十分聞きながらさらなる対応策を検討する。(養護教諭、学級担任)
- C子の保護者に状況や学校の対応を説明して、協力してもらえるよう依頼する(生徒指導主事、学級担任)
- 4人の女子生徒には、C子に対する気持ちを聞くなかで、日頃からの友人関係を振り返らせ、人間関係が広がるように指導する。(生徒指導主事、学級担任)
- 係活動、班活動の充実や構成的グループ・エンカウンター等人間関係づくりの演習を計画的に行い、学級経営の充実に向け取り組む。(学級担任、副担任、養護教諭が協力して計画する)
- 各教科で、授業における話し合い活動など生徒同士の関わる場を多くしたり、意図的なグループ編成を行うなど、1年生の人間関係の改善に向け全教職員で取り組む。

(4) その後の状況

4人の女子生徒には、生徒指導主事と学級担任がC子の気持ちを伝えるとともに、4人の考えを丁寧に聞いた。4人は、「C子がそんなに苦しんでいるとは思わなかった。」「特にC子を嫌っているわけではないが、4人そろそろ何気なくC子の悪口を言うことがあった。」「C子が小学校に転校してきたとき、友達をとられるのではないかと不安だった。」「いつも4人でいなくてはいけないと思うと窮屈なときもある。」など素直に自分の思いを語った。

C子は、学級担任と養護教諭との相談を通して孤独感が薄まり、3日後に保健室登校を始めた。そして、しばらく保健室登校を続けたが、4人の女子が自分たちから保健室へC子を迎えに行くなどの働きかけによって、再び学級生活を送ることができるようになった。

3 考察

(1) いじめられていると感じている児童生徒への対応

事例のように、周囲の生徒が意図的に悪口を言ったり無視したわけでもなく、本人はいじめられていると意識することがある。

教師は、まず、そのように感じている生徒の不安な気持ちを理解することが大切である。明らかないじめ場面を特定できず、「本人の考えすぎ」、「あの程度のことで」などと安易に捉えていては、いじめられていると感じている生徒に対する親身な対応はできず、教職員や学校に対する不信感を招くこともある。本人の思いをしっかり受けとめることを継続し、本人の心理的な安定を図ることが肝要である。

(2) 対象生徒への対応

いじめられていると思われる生徒への指導にも十分な配慮が必要である。生徒が、教師から一方的に「いじめの加害者」と思われていると感じれば、教師に対して心を開くことはできず、その反発からいじめを引き起こすこともある。

時間をかけて、相手の苦しい気持ちに思いを寄せ、相手に対する自分の気持ちを整理したり、集団における自己の在り方を振り返らせたりする指導が大切である。

(3) 学級集団への対応

固定化された人間関係は、グループ同士の対立やいじめの発生につながる場合もあり、改善していく必要がある。生徒間の望ましい人間関係を構築していくためには、生徒一人一人が集団の中で認められ、集団への参加意欲や実践意欲を高めていくことが必要である。そのためには、教師が生徒の活動の中から一人一人のよさを認め、それを率直に伝えること、協力して目的を達成する活動やふれあいの場を意図的に設定していくことが効果的である。

また、本事例のように小規模校では人間関係が膠着しやすく、小学校間、小・中学校間の連携を図りながら、以下のような工夫をしていくことも大切である。

- 小学校間の交流学习において、人間関係づくりに視点を当てた取組や合同体育、合同道徳の授業など教科学習等を通じた連携を図り、児童生徒が多様な考えや価値観に触れる機会を設ける。
- 小・中学校の教職員や児童生徒が共に活動する機会を設けたり、中学校の教員が小学校の活動に参加したりして、教職員同士が安心して意見交換できる関係づくりを進める。
- 学校と家庭が一緒になってすべての児童生徒を育てるという目的意識をもって、日頃から学校と家庭との信頼関係を深める努力が必要である。そうした中で、児童生徒にも「互いに一緒に学ぶかけがえのない仲間」という意識が育っていく。



（事例2）威圧的な言動が目立生徒が集団による仲間はずしにあった事例（中2男子B男）

1 状 況

B男は小学校の頃から、自己中心的な行動をとることが多く、自分の思うようにならないときには感情的になり、同級生に対して殴る蹴るなどの暴力を振るうこともしばしばあった。特に、数名の同級生は頻繁に暴力を受け、何をすることも一緒に行動させられていた。

しかし、中学2年の1学期、B男の自分勝手な行動を見かねた数名の男子が反発し、今までの言動を攻め、みんなに謝罪するよう求めた。B男は謝罪はしなかったものの、以降、みんなから冷たい目で見られることが多くなっていった。

周囲の冷たい仕打ちは2学期になるとさらにエスカレートし、教室内外での集団での無視や陰口が続き、B男は孤立していった。その頃からB男は頭痛や腹痛などの体調不良を訴えることが多くなり、1日の大半を保健室で過ごすようになった。そして、2学期の学園祭をきっかけに不登校になり、担任の再三にわたる家庭訪問の中で、B男に対するいじめの事実が発覚した。

2 対 応

学校は、担任のB男への家庭訪問から得られた情報をもとに、生徒指導主事、担任、副担任が生徒数名から事実を確認するとともに、緊急の職員会議を開いて、B男に対するいじめへの対応を協議した。

その結果、この学級には以前にB男からいじめを受けていた生徒が多数おり、学級全体にB男に対する排他的な感情が強いことがわかり、以下のような対応をしていくこととした。

(1) B男への対応

- ① 担任は家庭訪問を繰り返し、B男が以前いじめる立場であったことについては触れず、今のB男の辛い気持ちを親身になって聞く。
- ② 現在、そして今後の学級に対する指導などの具体的な対応を説明したり、今の学級の様子を説明したりし、教室へ入ることの不安を取り除くように務める。

(2) いじめた側（学級）への対応

- ① 学級の全生徒を対象として教育相談を実施し、いじめの事実とその背景を把握した。担任と生徒が一对一で話し合い、いじめられていた時のつらさや気持ちについて十分に聴いた後、時間をかけて相手に与えた苦しみについて気付かせ、いじめの不当性を訴えながら反省を促す。
- ② 学級活動などで、周囲の生徒がいじめを容認・黙視していたこと、相手の人権を大切にすること、いじめを受けたからといって仕返しとしていじめることは許されないこと、仕返しをしないで解決する方法などについて時間をかけて話し合う。

(3) B男の保護者への対応

- ① 保護者のつらさを十分にくみ取り、言い分を聞き入れ誠意をもった対応に心がける。
- ② 面談の時間を設定し、小学校のときからの経緯を含め、把握した事実を報告し、今後の指導について共に考える。
- ③ B男に対する継続的な支援をおこなうとともに保護者に対しても協力を依頼し、信頼関係づくりに努める。

(4) その他の対応

- ① 学級の現状を理解してもらうために保護者会を開き、具体的な事実を示しながら学校のこれまでの対応の不十分さをわびるとともに、課題と今後の指導計画について説明する。そして、生徒の立場に立ち、学校と家庭が協力してよりよい方向にしていくにはどうすべきかを共に考える。
- ② PTA 研修会で、いじめに関する研修会を実施し、保護者への啓発とともに関係者全員で子どもたちを支援していくことを確認する。

3 対応後の生徒の状況

初めは学校へ行くことを拒んでいたB男であったが、担任の何とかしたいという姿勢が伝わり、3週間後には教室に入ることができるようになった。そして、学級での指導によりB男を受け入れる体制ができていたため、スムーズに仲間に入ることが可能となった。

3学期には学級目標を「ALL FOR ONE , ONE FOR ALL」とし、担任とともに全員が残りの1学期間を前向きに過ごそうと話し合い、温かい雰囲気生まれてきた。

4 考 察

「いじめる」、「いじめられる」の関係が逆転するケースは、多くの場合が「私たちも、いじめを受けていたのだから・・・いじめられても仕方がない。」というような感情が根底にあることが多い。このような場合、教師の一方的な指導に偏るとむしろ反発を受け逆効果となる場合がある。

また、いじめられた方にも問題があるという意識は、いじめの正当化につながり、解決を困難にする。今、弱い立場にいるのは誰なのかを考え、同時に全体を見据えた対応をしなければならない。

なお、初期における不当な力関係やいじめに対する指導が不十分であると、問題はより複雑、深刻化し、対応がより困難となる。早期の発見・指導に心がけることが重要である。

指導に当たっては、次の点に配慮することが大切である。

- ① 常に、いじめは重大な人権侵害であるという視点に立って、毅然とした姿勢で対応する。
- ② 今、いじめを受けている側の不安や辛さの解消を最優先に考える。
- ③ いじめている側の言い分や気持ちを十分に聞き、受けとめる。その後、いじめられた時の辛さを振り返らせ、今、いじめられている者の気持ちをくみ取らせる。
- ④ 個別指導・集団指導などを並行して進め、継続的な取組を大切にする。
- ⑤ 学級の実態や児童生徒の状況を常に把握するとともに、日頃から児童生徒との心の交流をしっかりと図り、望ましい人間関係の在り方を指導・支援していく。
- ⑥ 小・中・高の連携を図るように努め、いじめの原因・経緯について正しい認識をもつ。進学した学校で、前の学校での人間関係の影響によるいじめが発生することがある。入学前の学校と進学した学校との引き継ぎでは、いじめや上下関係や力関係での結びつきについても連絡し、進学した学校では十分そのことに配慮して対応する必要がある。

(事例3) 数日間欠席していた生徒の保護者から、「子どもがいじめられていると言っている。」と訴えがあった時の担任の対応事例(中3男子D男)

1 状 況

D男は、先週後半からカゼを理由に欠席していたが、月曜日の朝、母親から担任に、「D男は、A男たち数人からいつもいじめられるので、学校に行くのがいやだと言っています。先生はそのことを知っていますか。一体、学校はどうなっているのですか。」という電話があった。

2 対 応

(1) 電話で対応した学級担任は、保護者がいたたまれぬ思いであることを受けとめ、担任としてもすぐに対処しなければいけないと考えていることを伝え、早急に会って詳しく事情を聞きたい旨を申し出た。そして、母親の了解を得て、家庭訪問をすることにした。

(2) 学級担任は、このことを直ちに学年主任に伝え、管理職に報告した。そして、管理職の指示により学年主任と二人で家庭訪問を実施した。

(3) 家庭訪問では、母親から詳しく事の次第を聞いた。D男は、同級生のA男、B男、別学級のC男に暴力を振るわれたり、ジュースなどを自分の金で買ってこよう要求されたりしており、D男は特にA男を怖がっている、ということであった。D男も同席していたが、ほとんど自分からは語らず、学級担任が確認すると、うなずくだけであった。

学年主任と学級担任は、状況を見抜けなかった学校にも責任があることを謝罪するとともに、全力を挙げてこの問題を解決し、D男が安心して登校できるように努めること、今後の学校の対応についても連絡することを約束して帰校した。

(4) 学年主任、学級担任が学校に帰ると、直ちに、管理職、生徒指導主事、教育相談主任、教務主任、各学年主任による緊急生徒指導委員会が開催された。学年主任が、これまでの経過について報告をし、今後の対応について協議した。

加害生徒に対する事実確認、他の生徒からの情報収集、保護者連絡について担当を決め、その日のうちに対応し、各家庭と連絡をとることとした。

(5) その結果、B男、C男は事実を認めたが、A男はそれはただの遊びであって、そのことはD男も承知していると譲らなかった。また、B男、C男もA男を怖がっていることが明らかになった。担任は、各家庭を訪問して状況説明をするとともに、今後の対応について話し合った。



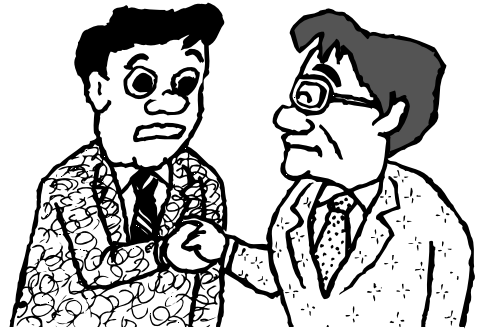
(6) 翌朝、職員朝礼時に学年主任からこの問題についての報告と今後の対応について教職員への協力依頼がなされた。学年部教員を中心とした見回りやその学級で授業する教員の配慮事項等について提案があった。

(7) この日、学級担任はD男の家を再度家庭訪問し、事実確認の様子や学校の対応についてD男と保護者に説明した。この中で、担任はD男の辛かった気持ちに気づいてやれなかったことの謝罪を行うとともに、B男、C男も謝りたいと言っていることを伝えた。また、今後もA男などを指導し、いじめをやめさせることを約束した。

(8) D男の保護者はひとまず学校の対応に安心し、D男に登校を勧めた。翌日からD男は登校した。

(9) 学級担任は、その後もD男の家庭に、学校におけるD男の様子を伝えた。一方、A男の保護者とも密接に連絡をとり合い、A男の指導に当たった。

A男たちのD男に対するいじめはなくなり、D男はB男やC男たちと親しく過ごすことができるようになった。



3 考察

ここでは、訴えのあった保護者への対応について焦点を絞って述べることにするが、何より、誠意をもって対応することが大切である。

また、いじている生徒の保護者についても同様であり、子どもの人格が否定されている、家庭の在り方が非難されていると受けとめられないよう配慮し、子どもの成長のために共同して取り組む姿勢が大切である。

(1) 保護者の言いたいことをしっかり受けとめる

「学校へ行きたくない。」「学校でいじめられている。」と、子どもが親に訴えたいとき、親の動揺は大きい。

学校は、まず、この親の気持ちをしっかり受けとめることが大切である。「忙しくてよく見ていなかった。」という言い訳や、「学校ではそのような様子は見られない。」とか、「よくあること。」といった受けとめ方では、学校への不信感が増すだけである。

これまで、学校が本人のつらい思いに気づいていなかったのであれば、素直に謝罪することも必要である。

(2) 重大なことと受けとめ、直接会って話を聞く

学校が、その子のことを真剣に考え対応しようとしている姿勢を保護者に伝えるためにも、できるだけ速やかに、保護者に会って話を聞くことが大切である。電話連絡の時に、「重要なことだから、直接お会いして話を伺いたい。」と、相手の都合を確かめた上で、直接会い、保護者と一緒に対応を考える。

また、保護者の気持ちや意向を知り、その後の対応を考えるためにも、学級担任だけでなく複数の教員で会うことが必要である。そのことは、保護者に学校の真剣な姿勢が伝わり、安心感を与えることにもなる。

(3) 学校の具体的な対応策を説明し、連絡をとり合うことを伝える

親の願いは、「子どもがいじめられずに、安心して学校に通えるようにしてほしい。」ことであり、そのために学校は何をしてくれるのかを知りたいと思っている。この親の気持ちを十分理解し、学校の方針、具体策を説明し、理解を得ることが必要である。

また、担任は「いじめを早急にやめさせる。」「子どもを守る。」ことを約束し、これからの学校での対応の様子等について連絡をとり合い、今後も一緒に考えていくことを伝える。保護者の不満や不安を和らげることが、いじめられている本人の心理的安定にもつながる。

(4) その後の学校での対応について報告すると共に本人の様子について尋ねる

その後の学校での対応や学校での本人の様子を伝えるとともに、家庭での様子についても聞き、保護者の不安感の除去に努める。

(事例4) 周囲が、「いじめられている子どもにも問題がある」と考えている場合の対応事例(小5女子A子)

1 状 況

A子の学級では、学年始めに「忘れ物をしない」という努力目標を決めた。学級担任は、一人一人の努力を褒め、児童を励ます指導を推進した。児童は、目標達成のためによく努力したが、友達の失敗を見逃すまいとするようになっていたり、失敗を見つけては責めるようになっていたりした。

学級担任は、そのような様子を学級の目標達成に向け「児童同士が互いに注意する姿である。」と受けとめていた。

A子は、翌日の準備をする習慣が身につけていなかったが、学級の約束ができてからは忘れ物をしないように努力していた。しばらくして、A子が続けて忘れ物をすることがあった。周囲の児童はA子に対して「なぜ、約束が守れないのか。」と迫り、A子をきつい口調で非難したり、陰で悪口を言ったりした。また、学級担任も「続けて忘れ物をした」ことについて、学級の中で厳しく注意した。

学級で居場所を感じられなくなったA子は、授業中に腹痛や頭痛を訴え、保健室に行くようになった。養護教諭が度々保健室を訪れるA子に事情を聴くと、A子は「みんなが自分を責める、口も聞いてくれない、自分も忘れ物をしないように頑張ってきたのに・・・、こんな学級にはいたくない。」と話した。

2 対 応 (※児童への指導を中心に)

いじめの存在を知った養護教諭は、学級担任や生徒指導主任にA子のことを伝えた。生徒指導主任から報告を受けた校長と教頭は、全教職員で情報を共有し、今後の対応を協議するため生徒指導職員会議を開くことにした。

職員会議において、学級担任から概要の説明と「皆が約束を守っているのに、A子だけ守れないのが悪い。A子に反省してもらいたい。」という他の児童の反応が紹介された。そして、学級担任を含めた数人の教員から「A子に対する他の児童の言動は行き過ぎであるが、全員で目標を守ろうとしていることはよいことではないか。」「約束を守らせようとする児童を注意すれば、目標を守ろうとする姿勢が弱まるのではないか。」という意見があった。

職員会議の中で、養護教諭は、「A子の理解に関心が薄く、学級全体の規範を守ることばかりを重視しすぎている。」と感じながら聞いていた。そこで、保健室で涙を流しながら話してくれたA子のつらい気持ちを訴えた。

養護教諭の発言を聞いた学級担任は、学級の規律を優先するあまり、A子の気持ちを十分理解しないまま学級経営を行っていたことを恥ずかしく思った。個人の努力目標がいつの間にか集団の圧力によって規制する目標になっていたこと、学級にけじめを求めることにとらわれすぎて、一人一人の児童の内面や目標達成のための過程を軽視してしまい、A子に対するいじめを見過ごしてしまったことを反省した。また、他の児童たちと同じようにいじめを正当化しようとしている自分の姿に気づいた。

職員会議では、指導の中心となる学級担任を支援するチームを組織し、児童に以下の点を指導す

ることが決まった。

- (1) 児童の言い分を聞きながらも、いじめを正当化していることに気づいていない児童に、今の行為はいじめであることに気づかせる。
- (2) 人が忘れ物をしてしまう時、そこには様々な原因があったり、人間としての弱さがあったりするものであり、結果のみでその人を判断して責めるのはよくないことを理解させる。
- (3) 「ルールを守ろうという気持ちはあっても行動できなかった。」「困ったことがあっても解決できなかった。」という経験を思い出させ、A子の心情を理解させる。
- (4) 目標達成への意義を話し、「忘れ物をしない」という結果だけでなく、努力することの大切さを伝え、A子自身の努力を認める。

3 考 察

本事例は、教師が、いじめに対する正しい理解と認識をもつことの重要性を示唆している。教師として、児童生徒や学級の成長に対する願いをもち、目標の達成に向け努力していくことは必要なことであるが、ともすると指導を受け入れなかったり、指導どおりに行動できなかったりする児童生徒に対して、「その子自身に問題がある。」「やるべきことをやろうとしていない。」という見方をしがちである。その結果、生徒の内面理解が不十分となり、いじめの見極めが甘くなったり、周囲に責められることは本人に問題があるため仕方がないと考えてしまうことになり易い。



常に児童生徒一人一人の内面に積極的な関心を持ち、苦しい思いをしていないかという視点で児童生徒をみていくことが重要である。そして、いじめがおきた時には、いじめられている子の立場に立って、その心情を理解しようとし、積極的な支援の手をさしのべていくことが大切である。

また、「忘れ物をする。」という行為の背景には無理からぬ理由があることもあり、一概にその子の怠惰によると判断できないことを念頭に置いておく必要がある。こうした思いをもって担任が日々の指導に当たれば、心ないいじめということにつながることはないものである。

なお、「いじめられる方に問題がある。」という考えは、児童生徒にも多く見受けられる。その際は以下の点に留意し、指導を進めることが必要である。

- (1) いかなる理由があろうとも、「いじめは人権侵害であり、許されない。」という毅然とした姿勢を示すことが重要である。いじめている子どもの言い分に巻き込まれると、いじめの解消は非常に困難になる。
- (2) いじめている子どもが、いじめる理由として、いじめられた子どもの集団生活や人間関係上の課題をあげた場合でも、まず、いじめている子どもや周囲の子どもに対していじめ行為をやめさせるための直接的な指導を行うことが必要である。
- (3) 理由があつたら、いじめてもよいのか、というテーマで話し合う中で気づかせていくことも有効である。
- (4) 児童生徒は、その特性に応じて多様に成長していくことを認識し、一人一人の違いを認める教師の日常の言動こそが、児童生徒相互に認め合う雰囲気を生み出していくことを自覚する。

(事例5) 本人がいじめを訴えてきたが、誰によるものか確認できない事例(中1男子E男)

1 状況

E男は物知りで幅広い知識をもっていた。各教科の授業や学級活動等でも、その知識を発揮し、積極的に発言をする生徒であった。一方では、他の生徒の発言に対して聞こえないような声でひとり言を発したりするところもあり、そのことを気に入らないと感じている生徒もいた。

ある日、E男は技術家庭科の授業に行こうとした時、教科書がないことに気付いた。

2日後、登校してみると、上履きが下駄箱の隙間に詰め込むようにして放置されていた。E男は、2日前の教科書の紛失のことを思いだし、学級朝礼の後、担任に自分がいじめに遭っているのではないかという不安を相談した。担任は、「ちょっとしたいたずらかもしれないから、もう少し様子を見よう。」と答えるにとどまった。

その日の体育の時間の後、着替えに教室にもどってみると、机の上に置いていたペンケースがなくなっていた。その後、毎日のようにE男の持ち物が紛失した。担任はいじめと確信し、E男の了解も得て学級の中で心当たりがないかを尋ねたが、何も分からぬままだった。そして、E男の机に落書きがされるようになるなどいやがらせがエスカレートしていった。

担任はアンケート調査も行ったが、いじめをしている生徒の情報はまったくなかった。そして、E男以外の生徒にも、所持品の紛失や落書きが横行するようになっていった。

担任は、このような状態になって初めて学年主任に報告した。

2 対応 【※保護者対応等の記述は除く。】

初期対応の遅れは取り返しがつかない状況であったが、校長・教頭・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・学年部教員(10名)で緊急の対応会議を開き、次のような方針を決定して対応することにした。

- ・「いじめは絶対に許せない行為」であることを共通認識すること
- ・E男の不安や辛い気持ちを最優先に、共感的にとらえ支援していくこと
- ・加害者がはっきりしないが、決して予断をもっての犯人捜しはしないこと
- ・学級だけでなく全校生徒に「いじめは絶対に許せない行為」であることを適宜指導すること



(1) 全教職員へのいじめの認識の徹底

緊急対応会議の翌日の職員朝礼で、生徒指導主事がいじめの概要を説明し、校長は、「いじめは人権侵害であり、絶対に許せない行為」であること、生徒の訴えやサインを見逃さないこと、教職員がいじめを発見する目をもつこと等について全教職員に指導した。

(2) 共感的な理解に基づくE男への対応

①担任と養護教諭は、今後E男を守っていくことを伝え、辛かった気持ちや今の不安な気持ちを聞いた。また、今までのいじめと感じた事実を可能な限り聞き、今後どのようにしてほしいかを確認した。翌日から、毎日のようにE男から話を聞く時間をとった。

②E男は、「自分の持ち物がなくなるのは辛い」と強く思っていた。教室移動時には、担任がE

男の持ち物を可能な限り預かることにした。

(3) 物隠しや落書きをなくす取組

生徒に呼びかけるのと同時に、いじめられている生徒の安全を守る次の対策を実施した。

- ①毎朝、昇降口で、学年部から2名ずつ出てあいさつ運動を行い、履き物の管理状況を確認する。
- ②授業の開始時間を守り、5分前には担当教師が教室に入る。教室移動の時は前授業者が最後を確認する。
- ③授業の開始時に必ず出欠確認をとり、遅刻者や欠課者を正確に把握する。
- ④学級担任（副担）は、生徒が登校する前と下校した後に、教室内の点検を行う。
- ⑤気付いたことがあれば、すぐに学年主任に伝え、その対応を迅速に行う。

(4) 学級や学年・全校での人権意識を高める指導

- ①学級ではいじめの事実を伝え、日常の学級の諸活動で、人の意見を聞くことの大切さや意見を言うときの配慮点の指導など、一人一人を大切にしていくなかで取組を根気強く行った。
- ②学年では、臨時に教育相談期間を設けた。担任または生徒にとってのキーパーソンとの相談時間を全員に設定し、生徒の気持ちに心を傾けることを重視して教育相談を行った。

このような取組によって、緊急対応会議から2ヶ月後には、物隠しや落書きは皆無となり、E男も安心して学校生活を送ることができるようになった。

3 考察

(1) 初期対応

本事例は初期対応が不十分であったため、いじめが広がり解決を遅らせている。特に次の2点が不十分であった。

- ①初期の訴えに対して、本人の立場に立って状況をしっかり聞き、親身になって対応していない。教師と一緒に探したり、他の生徒にも呼びかけて探すなどの対応が必要であった。
- ②学級担任一人で解決しようとせず、学年主任等に早期に相談・報告し、他の教員の協力を得る必要があった。

(2) 組織的な対応

本事例では、初期対応における反省点はあるが、次ぎに示すような事後の組織的な対応は有効であった。

- ①緊急対応会議の招集からチームでの対応（E男への教育相談・集会での指導チーム、その他あいさつ運動の当番・授業担当者による出欠確認など）が早急に行われたこと
- ②生徒に話すだけに留まらず、並行して安全管理や人権意識の高揚に向けての取組が根気強く継続的に行なわれたこと
- ③いじめられた生徒の気持ちを確認しながら、いじめられた生徒の立場にたって、共感的に理解し支援を続けたこと
- ④物隠しをしたり落書きをしたりする生徒にもその非が分かるときがくることを信じ、犯人捜しなどを行うことなく、生徒の成長の過程を理解しながら、対応したこと

(事例6) 高等学校で、いじめが原因で不登校になり出席日数が不足してしまった場合の対応
事例(高2女子G子)

1 状 況

高校2年生のG子は、勉強がうまくいかないこともあっていららしていた。参考書を買うつもりで本屋に入ったが、つい出来心から漫画数冊を万引きしてしまった。その場は上手くいったと思っていたが、その様子をクラスのB子が見ていた。G子とB子は成績面で張り合う存在であった。

ある日、G子が登校すると、自分の机に「万引はダメよ。」と書かれたメモが置かれていた。G子は、目の前が真暗になった。だれが見ていたのか不安な気持ちが続いた。

その後、こうした悪ふざけが続いたが、G子はこのことを誰にも言えず、勉強にも身が入らない状態が続いた。親にも話せず、気分的にも落ち込み学校を休みがちとなった。

休みが続くと担任も心配し、電話もしたが、それでもG子は原因を話すことはできず、休む日数が増えていった。担任は、G子が履修している教科・科目の現段階での時間数と欠席時数を教務部の協力を得て、早急に計算した。そして、G子に、「このまま休みが続き、欠席日数が3分の1を超えると、進級が難しくなる。」と話した。

進級のことを心配した担任が、家庭訪問で色々な話をする中で、G子はやっと決心がつき、休むようになった原因について話し始めた。G子の気持ちは少し和らいだ。

2 対 応

欠席理由が判った担任は、管理職にそのことを報告した。そして、管理職の指示を受けながら、家庭の了解も得てクラスへの働きかけをすることにした。

担任は、ロング・ホーム・ルームの時間に、G子の万引きの行為は伏せた上で、G子が心ないメモにより苦しみ休んでいることについて話し、「もし、メモに関与した生徒がいれば、申し出てほしい。」と、心を込めて語った。

その日の放課後、B子が担任のもとにやってきて、自分がいたずらをしたことを申し出た。B子自身もG子がまさか学校を休むようになるとは思わず悩んでいた。

ある程度の状況が把握できたため、担任は管理職に報告するとともに、学年主任、教科担任、教育相談部員、生徒指導部員等関係者を集めた会議で、今後の対策について検討し、次の指導方針を立てた。

- ① G子の保護者に事実を説明し、G子は、かなり以前の出来事であったとしても万引きした漫画代金をもって書店に保護者と一緒に謝罪に行くこと。
- ② G子とB子の関係修復のため担任等が立会いの下で話し合う場を設定すること。
- ③ 原因はともかくG子にとって学習面での遅れを取り戻すため、本人の希望を聞きながら長期休業中に学習支援をすること。
- ④ 将来の進路について、改めて考えさせることで、目標を明確にさせること。

緊急の職員会議等を開催し、全教職員が共通理解をした上で、今後の計画を説明し、上記の指導方針に従って対応することにした。

そして、クラス内にG子を受け入れることができる環境を整備し、これを機会にクラスの中の関係づくりを中心とした学級経営をすることにした。

また、G子の保護者に対しては、教科・科目によって年度末に欠課時数が3分の1以上になる事も考えられることを説明し、本校での単位修得に関する規定について改めて説明した。

3 考察

ここで示した事例では、G子に対するB子による嫌がらせ的ないじめが原因で、G子が不登校になった。高等学校においては、不登校状態が長期に及ぶと進級の可否に影響することとなり、対応に十分配慮して当たる必要がある。以下、留意点を述べる。

(1) 保護者への対応について

各学校で定められている出席に係る規定を、入学時や年度当初に、生徒や保護者にきちんと説明しておくことが大切である。欠席が目立つようになった場合には、家庭での様子や欠席原因の把握に努める必要がある。また、できるだけ具体的な資料を基に欠席状況について説明しておくことも大切である。さらに、欠席が続く場合には、本人や保護者が今後どんな見通しをもっているかについて確認しておくことも必要となってくる。

ただし、不安をあおるような説明や確認は厳に慎んで親身に対応することが大切である。

(2) 学校の体制づくりについて

クラス内で「いじめ」が原因で学校へ来られない生徒がいるという現実と直面した場合、担任一人が問題を抱えて、それに疲れ追い込まれていくケースもみられる。こうしたことがないよう日頃から職場の雰囲気、学年教員集団の関係づくりを構築しておくことが重要である。

また、「いじめ」が原因で「不登校」となった場合だけでなく、学校に行きにくい生徒が現実にいることを踏まえ、救済措置としての時数補充学習等をしていくための指導體制及び校内規定等を整備しておくことも必要である。



(3) 親身な対応について

事務的な転学の勧めは厳に慎むべきであり、たとえ原級留置となったとしても、最大限の支援をしていくというクラス担任をはじめとする教員の親身な思いが大切である。

※ 高等学校学習指導要領より

- 生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。(第7款1(1))
- 学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。(第7款3)

(事例7) 多動的な児童が他の児童から距離をおかれ、学級内で孤立していった事例
(小3男子F男)

1 状 況

F男は、小学校入学前より、じっとしていることができないなど集団に対する適応にやや問題があったが、低学年のころは、問題を抱えながらも、友達との大きなトラブルもなく何とかやってきた。

ところが、3年生になって、クラス替えや担任も代わる大きな環境変化に伴って不適応行動が一気に増えていった。と同時に、周囲の児童も、「Fちゃんはずぐ怒る。」「何で怒るかわからん。」等と教師に訴えたり、身に覚えもないことで他の児童がF男がらみのトラブルに巻き込まれたりすることも多くなったり、F男と距離をおく児童が増えていった。

F男自身も、「B君はぼくをすぐ無視する。」「Cちゃんはずっと前、ぼくに馬鹿って言った。」等と、まわりとのかかわりの中で、気持ちのやりとりができずにトラブルになり、担任に訴える多くなって学級内で孤立するようになっていった。

そのうち、F男は、毎日のように休憩時間に友達とけんかをしては大声で泣くようになった。学習に対しても集中して取り組むことができなくなり、忘れ物は増え、学習に対する意欲も減少していった。

担任は、始め自分一人で解決しようと努力したが、一向に改善せず、F男と友だちの間は悪くなる一方であった。

ある日、母親から教頭にF男が学校を休むとの連絡があった。教頭は、担任に、学級の中でF男のおかれている状況について聞き、特別支援教育コーディネーターに相談することを勧めるとともに、職員会議で協議することを提案した。

2 対 応

担任は職員会議でこれまでの学級の状況を説明した。

特別支援教育コーディネータは、F男の行動観察から次のことを説明した。

- ① F男は微妙な気持ちのやり取りが苦手であることから物事に投げやりな態度になってしまい、もっている力を十分に発揮できないでいることを理解する必要があること。
- ② F男の言動を結果のみから否定せず、状況を十分把握した上でF男の行動と気持ちを認め、自尊感情を高めることに努めることが必要であること。

また、全教職員でF男について事例研究を実施した。F男の情緒不安定要因について、書き出し、解決すべき問題点と対策を決定し、指導法をとりまとめ、次の指導・支援体制を立てた。

- (1) 学級担任以外の教員も協力して、F男のよい面を認め、他児童のF男に対する理解を進めていく。
- (2) F男に学級への集団帰属意識をもたせるとともに、集団行動のとりにくいF男の行動の理由を説明し、他の児童がありのままのF男を認めることができるようにする。
- (3) 学級で、「ゲーム大会」、「紙人形劇」などのグループ活動を行い、好ましい人間関係を意図的につくっていく。
- (4) 保護者との面談を通して、保護者が抱えている課題を共感的に把握する。また、状況に応じ

て相談機関等を紹介する。

このような取組の中で、F男は、次第に落ち着きを見せ始め、物事にも集中して取り組めるようになっていった。友達とのトラブルやパニックも減った。F男がF男らしく振る舞えるようになり、同級生もF男のもつ力を認めることで、F男を受け入れるようになっていった。

F男本人の申し出により、3年生の2月からは取り出し指導を取りやめ、学習のすべてを学級の皆と一緒にできるようになった。

3 考 察

本事例では、次の3点が問題の解決に向けて有効であった。

- (1) 管理職のリーダーシップの下、担任がF男のつまづきについて校内の特別支援教育コーディネータに相談し、F男について客観的な状況を理解することができたこと。
- (2) 学校全体で事例研究することで教職員間の共通理解ができ、具体的な対応策を立てることができたこと。
- (3) 担任が全校職員による話し合いや外部の関係機関との連携により、F男の特性を理解でき、F男の言動を否定ばかりしないで認めることができるようになり、自尊感情を高めていくような取組を日々行っていったこと。

このように、F男が安心して過ごせる環境を担任が整えていったことで、次第に、F男は落ち着きを見せ始め、結果として、まわりとのトラブルも減っていったと考えられる。

そして、何より大切なことは、担任がF男との良いかかわり方を日々示していったことであり、周りの子どもたちが、F男との対応の仕方を見て学んでいったと思われる。

このような対応によって、本人のパニックが減っていくことで、周りの友達のストレスもなくなっていき、F男自身が他者に認められていることを感じて満たされた時、他者に対しての暴言もなくなり、学級の中でF男も安心して学習ができる環境を回復することができるようになったと考えられる。

また、学校・学級の対応と同時に、必要に応じて外部の関係機関との連携も、保護者のニーズに応じて図っていく必要がある。

※ 特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う。障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有する者を、特別支援教育コーディネーターとして、校務に位置づける。



卷 末 資 料

いじめの問題への対応に当たっての基本的認識

(平成7年3月13日 文初中第313号 文部省初等中等教育局長通知から)

(1) 「弱者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと

いじめについては、従来、一部にいじめられる側にもそれなりの理由や原因があるとの意見が見受けられることがあったが、いじめられる側の責に帰すことは断じてあってはならない。いじめは、子どもの健全な成長にとって看過できない影響を及ぼす深刻な問題であるとともに、人権に関わる重大な問題である。いじめの問題については、まず誰よりもいじめる側が悪いのだという認識に立ち、毅然とした態度で臨むことが必要である。いじめは卑劣な行為であり、人間として絶対に許されないという自覚を促す指導を行い、その責任の所在を明確にすることが重要である。社会で許されない行為は子どもでも許されないものであり、児童生徒に、何をしても背金を問われないという感覚を持たせることは教育上も望ましくないと考えられる。

いじめをめぐっては、いじめる者といじめられる者の他に、それを傍観したり、はやしたてたりする者が存在するが、こういった行為も同様に許されないとの認識を持たせることが大切である。

(2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと

いじめは、外からは見えにくい形で行われることが多く、いじめやその兆候を見逃してしまう危険性が高い。また、いじめられている子どもは、いじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、仕返しを恐れるあまり、いじめの事実について尋ねても自ら否定するといったように、人に打ち明けられず悩みを抱え込んでいることも多い。

したがって、いじめの問題の対応に当たっては、子どもの苦しみや辛さを親身になって受け止め、子どもが発する危険信号を、あらゆる機会を通じて鋭敏に捉えるよう努めることが大切である。その際、いじめであるか否かの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識の問題であるということを銘記し、表面的・形式的な判断で済ませることなく、子どもの立場に立って細心の注意を払い、親身の指導を行うことが不可欠である。

(3) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

一般に、いじめは、学校生活において、弱い者、集団とは異質な者を攻撃したり排除しようとする傾向に根ざして発生することが多い。このような傾向は、我が国の社会一般にも存在する問題ではあるが、特に学校をめぐっては、教師が単一の価値尺度により児童生徒を評価する指導姿勢や児童生徒に村する何気無い言動等に大きな関わりを有している場合があることに留意すべきである。

このため、学校においては、あくまで児童生徒一人一人を多様な個性を持つ、かけがえない存在として受け止め、教師の役割は児童生徒の人格のより良き発達を支援することにあるという児童生徒観に立つ必要がある。

このような児童生徒観の下に、道徳教育、こころの教育等の推進を通じて、お互いを思いやり、尊重しあう態度等の涵養を行うことが重要である。

(4) 関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

いじめの問題をめぐっては、ともすると観

や教師等の関係者がそれぞれの立場から、学校の指導の在り方、家庭の養育態度、さらには社会の風潮の問題等に原因・背景があるとして、その責任を他に転嫁し合うという形で議論が拡散し、対応に実効性を欠くきらいが見られた。もとより、いじめの原因等について検討することは必要なことではあるが、最も大切なことは、子ども一人一人の豊かな成長への願いを共有しながら、関係者全てがそれぞれの立場から、いじめの問題に一体となって取り組み、その早急な解決を図ることである。

(5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

家庭は、子どもの人格形成に第一義的な責任を有しており、いじめの問題の解決のために極めて重要な役割を担っている。一方、近年、都市化、核家族化等家庭や家族を取り巻く社会環境の著しい変化の中で、家庭の教育機能の低下やしつけの不徹底といった状況が生まれており、これらがいじめの背景の一つとして指摘されている。いじめの問題を解決するためには、各家庭において、いじめの問題の持つ重さと家庭の教育的役割の重要性を再認識することが強く求められる。



いじめの問題に関する総合的な取組について
(平成8年7月26日 文初中第386号 文部省初等中等教育局長通知)

児童生徒のいじめの問題への取組については、平成7年12月15日付け文初中第371号「いじめの問題への取組の徹底等について」をはじめとする一連の通知等を踏まえ、関係者において特段の努力が払われているところですが、依然としていじめの問題は極めて憂慮すべき状況にあります。

文部省としても、これまで、いじめの問題の解決のため、各種の施策を総合的に進めてきたところであり、平成6年7月以来、「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」において、いじめの問題に関する総合的な調査研究を行っていただいていたところ、このたび、別添のとおり、「いじめの問題に関する総合的な取組について～今こそ、子どもたちのために我々一人一人が行動するとき～」（報告）を取りまとめていただきました。

この報告は、本会議が先に行った「児童生徒のいじめ等に関するアンケート調査」や現地調査の結果等を踏まえ、全ての人々が「弱者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つことなど、いじめの問題に関する5つの基本的認識を改めて確認した上で、家庭・地域社会、学校、教育委員会、国の具体的な取組について総合的な提言を行っています。

特に、いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担うこと、また、少なくとも大人の一人一人がそれぞれの立場からその責務を果たすことについて強く述べているところです。

学校については、「子どもの立場に立った学校運営」「開かれた学校」という二つの改善の視点を示した上で、(1)実効性のある指導体制の確立、(2)事実関係の究明、(3)いじめる児童生徒への適切な教育的指導、(4)いじめられる児童生徒への

弾力的な対応、(5)積極的な生徒指導、(6)家庭・地域社会との連携協力等について具体的に述べています。とりわけ、いじめる児童生徒に対して適切な指導が必要であること、また、いじめられる児童生徒を徹底して守り通すということが強調されています。

また、教育委員会については、(1)家庭教育に対する支援の充実、(2)学校での取組に対する支援の充実、(3)効果的な教員研修の実施、(4)教育相談体制の充実、(5)学校外における多様な教育活動の充実等について具体的に述べています。

文部省としては、この報告を踏まえ、今後さらに関連施策の充実に取り組むこととしております。貴機関におかれては、特に下記の点に留意しつつ、本報告に盛り込まれている各種の提言を十分踏まえ、いじめの問題の解決のため取組の一層の充実、徹底を図るとともに、あわせて貴管下の学校及び市町村教育委員会その他の関係機関にこれらの趣旨を周知し、教師をはじめとする関係者の一人一人がこの問題の重大性を強く認識し、自らの切実な問題として積極的に取り組むよう改めて指導の徹底をお願いします。

記

I 学校における取組の充実

1 基本的な考え方及び教育指導の在り方

- (1) 学校は児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場であることが大切であること。学校は、いじめの問題の解決について大きな責任を有しており、「子どもの立場に立った学校運営」及び「開かれた学校」を基本姿勢として学校運営の改善を図る必要があること。
- (2) いじめは人間として絶対に許されないと

いう認識を一人一人の児童生徒に徹底させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童生徒に持たせること。

- (3) いじめられる児童生徒やいじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から示すこと。
- (4) 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導すること。特に、道徳教育、心の教育を通して、このような指導の充実を図ること。
- (5) 学級（ホームルーム）活動や児童（生徒）会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義があること。
- (6) すべての児童生徒が自ら参加でき、分かりやすい授業を工夫するなど、個に応じた指導に努める必要があること。また、学習の遅れがちな児童生徒には十分な補充指導を行うとともに、学校行事や部活動等において自己存在感を持つことができる場合が多いことに配慮し、子どもの「心の居場所」となるような学校づくりに努める必要があること。

2 学校運営及び学級経営等の在り方

- (1) 各学校において、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立す

る必要があること。

- (2) いじめは児童生徒の成長にとって必要な場合もあるといった考えは認められないものであり、個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組まなければならないこと。また、教師の何気ない言動が児童生徒に大きな影響力を持つことに十分留意すること。
- (3) いじめの問題への取組に当たっては、いじめの多寡以上に、いじめに如何に迅速かつ適切に対応し、いじめの悪化を防止し、早期に真の解決を図るかが大切であること。
- (4) 児童生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、養護教諭等との連携を積極的に図るとともに、教育相談室等の整備をはじめ、児童生徒にとって相談しやすい体制を整えること。また、全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施すること。
- (5) 会議や行事の見直し等校務運営の効率化を図り、児童生徒や保護者と接する機会の確保と充実努める必要があること。給食、遊び、清掃活動などを通して児童生徒と触れ合う機会の確保に努めること。
- (6) 部活動の本来的機能を生かし適切に運営することは、いじめの問題に対する有効な方策となり得るものであること。部活動指導においては、児童生徒同士の間関係や一人一人の個性に配慮するとともに、教師が部活動指導の多忙が理由で他の児童生徒との触れ合いを不足させることがないよう、校務分掌をはじめ学校全体として十分に配慮する必要があること。
- (7) 児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に

留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、学校教育活動全体を通して、友情の尊さや心からの信頼の醸成等について適切に指導する必要があること。また、グループ内での児童生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、わけでも班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う必要があること。

3 いじめられる児童生徒又はいじめられる児童生徒への対応

- (1) いじめられる児童生徒に対しては、保護者の協力を積極的に求めながら、教育的な指導を徹底して行うほか、一定期間、校内においてほかの児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも有効と考えられること。また、いじめた児童生徒が、いじめを繰り返したり、いじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導すること。
- (2) いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童生徒を守るために、いじめられる児童生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要であること。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察との連携が積極的に図られてよいこと。
- (3) いじめられる児童生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められてよいこと。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる必要があること。

(4) いじめられる児童生徒又はいじめられる児童生徒のグループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うことも必要であること。また、必要に応じて児童生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫されてよいこと。

(5) いじめられる児童生徒には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見等も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する必要があること。この場合、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応すべきこと。

(6) 上記(1)から(5)の措置を講ずることについて学校、教育委員会、及び保護者は、日頃から十分な共通理解を持っておくことが大切であること。

4 家庭・地域社会との連携

(1) 学校は「開かれた学校」の観点に立ち、日頃から、学校の対処方針や年間指導計画などいじめに関する情報を十分に提供して、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要であること。また、いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応することが必要であること。

(2) いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設けるほか、特にPTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保して、積極的に連携を図る必要があること。休日や学校外などにおけるPTA懇談会や保護者面談の開催など、開催時間や開催場所を見直して多くの保護者

が参加しやすいように工夫する必要があること。

5 その他

- (1) 体罰は学校教育法第 11 条において厳に禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努める必要があること。あってはならない教師の体罰がいじめへの取組に少なからぬ影響を及ぼしていることに留意すること。
- (2) 校則は、学校の責任と判断において決定されるべきものであるが、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、きめ細やかで「個に応じた生徒指導」という観点から、より適切なものとなるよう絶えず見直しを行う必要があること。

II 教育委員会における取組の充実

1 家庭・地域社会との連携

- (1) 家庭教育を支援するため、様々な学習機会や情報の提供、相談体制の整備、ボランティア活動など親子の共同体験の機会の充実、父親の家庭教育への参加支援など家庭の教育機能の充実を図る施策を計画的に推進すること。その際、家庭教育の意義に関心を示さない、あるいは、学校との連携に協力的でない保護者などへの方策について、子育てのネットワークづくりの推進などきめ細やかな施策が望まれること。
- (2) 児童生徒が、学校外で豊かな生活体験を積み、健全な人間関係を育てていくため、青少年関係団体等とも協力しながら、学校外における多様な体験活動や集団活動の機会を積極的に提供していくことが必要であること。
- (3) いじめの問題の解決のため、子どもたちに様々な社会体験、生活体験、自然体験を

得させることを目的とした青少年団体やスポーツ団体などの各種団体の活動の一層の活発化、民間活力を生かした各種のプログラムの展開など、各地域の実情に応じ、創意工夫を生かした活動が積極的に展開されるよう、教育委員会としての支援策を積極的に講ずること。

特に、地域を挙げた様々な取組がなされるよう、教育委員会として地域の関係団体や機関などに積極的に働きかけること。

2 学校に対する支援の充実等

- (1) いじめの問題の解決に向けて、例えば、校内研修の講師として指導主事や教育相談の専門家を派遣するなど各学校の取組を積極的に支援する必要があること。特に、生徒指導上困難な課題を有する学校に対しては、教職員の加配、年齢や経験を考慮した教員構成の在り方など教職員配置等について、可能な限り重点的、かつ優先的に行うよう配慮する必要があること。
- (2) できる限り多くの教師がいじめの問題に関する実践的な研修を受けることができるよう配慮するとともに、管理職研修や専門的な研修をはじめ各種研修の受講者の区分に応じたきめ細かで効果的なプログラムを用意する必要があること。
- (3) いじめの問題に関する国や教育委員会の通知などの資料が、具体的に学校でどのように活用されたか、その趣旨がどのように周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行って、学校の積極的な取組を促す必要があること。また、いじめの問題に関する校内研修や児童生徒に対する具体的な指導内容などについての点検も必要であること。

3 いじめる児童生徒又はいじめられる児童生徒への対応

- (1) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合があること。なお、出席停止を命ずる場合は、児童生徒及び、保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童生徒及び保護者の意見を聴取することに配慮すること。

また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行うこと。

- (2) いじめられる児童生徒を守るための方法の一つとして、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置を講じることについて、時機を逸することのないよう留意すること。

この場合、保護者の希望により、関係者の意見等も十分に踏まえ、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるような場合はもちろん、いじめられる児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば、弾力的に対応すべきこと。

4 組織体制の充実等

- (1) 都道府県や市町村の教育委員会においては、学校指導事務担当課だけでなく、広く関係する部課においてもいじめの問題を自らの課題として取り組み、教育委員会が一丸となってこの問題に対する取組を進めていく必要があること。また、私立学校担当課と情報交換をはじめ十分な連携を図りながら取組を進めていくことが必要であること。

- (2) 教育相談員の配置を積極的に進めるなど、教育委員会や教育センター等の相談体

制の整備・充実を図るとともに、利用者の相談ニーズに配慮し、相談時間を延長するなど相談窓口の開設時間の工夫等を行うことが必要であること。教育センター等の相談員や臨床心理士などの指導助言の下に、教員養成学部の学生など児童生徒に比較的年齢の近い者を相談相手とする方策なども検討されてよいこと。

- (3) 適応指導教室や民間の施設との指導面でのより一層緊密な連携を図るとともに、校内研修や教育委員会が実施する教員研修への講師の派遣について協力を求めることも大切であること。児童福祉、人権擁護、警察、医療等の関係相談機関と定期的な情報交換・研究協議の機会を設けるとともに、研修会の講師など機関相互における人材の有効活用等の工夫を行うなどして、これらの機関と学校との一層緊密な連携を図る必要があること。

- (4) 各学校において、教師と児童生徒や保護者が触れ合う機会を十分確保する観点から、教育委員会は例えば学校を対象とする諸会議の開催や調査報告の求め方、各種の調査研究の在り方、教員研修の体系化等について積極的に検討し改善することが必要であること。

なお、国においても、学校を対象とする各種調査の方法や内容、調査研究の在り方などについて検討し改善を図ることとしている。

【いじめの問題への学校の取組についてのチェックポイント】

(平成6年12月16日 文初中第313号 文部省初等中等教育局長通知から)

1：まったくそうではない 2：少しそうである 3：だいたいそうである 4：まったくそのとおりである

項目	チェックポイント	評価
指導体制	1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。	1 2 3 4
	2 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	1 2 3 4
	3 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。また、児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めているか。	1 2 3 4
	4 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	1 2 3 4
	5 いじめについて訴えなどがあったときは、学校は、問題を軽視することなく、的確に対応しているか。	1 2 3 4
教育相談	6 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。	1 2 3 4
	7 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	1 2 3 4
	8 教育相談では、悩みをもつ児童生徒に対してその解消が図られるまで継続的な事後指導が適切に行われているか。	1 2 3 4
	9 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。	1 2 3 4
教育活動	10 教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒や保護者に対し周知や広報の徹底が行われているか。	1 2 3 4
	11 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	1 2 3 4
	12 道徳や学級活動・ホームルーム活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。	1 2 3 4
	13 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。	1 2 3 4
家庭・地域との連携	14 児童生徒に幅広い生活体験を積みせたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。特に、「社会で許されない行為は子どもでも許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。	1 2 3 4
	15 学校は、PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。	1 2 3 4
	16 学校は、家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図っているか。	1 2 3 4
	17 いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。	1 2 3 4
	18 いじめの問題解決のため、学校は必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。	1 2 3 4

いじめによる精神的な苦痛の継続による心因反応も災害共済給付の対象
「災害共済給付の基準について」(昭和 61 年 6 月 17 日付け日体健安業第 340 号) の一部改正について
(平成 15 年 6 月 20 日 日体健安業第 445 号 日本体育・学校健康センター理事長通知)

児童生徒の疾病でその原因である行為が学校の管理下においてなされたものの災害共済給付については、標記基準により取り扱ってきたところではありますが、近年、学校の管理下において、事件・事故やいじめ等により、精神的な疾患に罹患する児童生徒等が増加しているため、このたび、同通知の一部を下記のとおり改正しましたので、今後の給付審査事務に遺漏のないようお取り計らいください。

記

災害共済給付の基準について(昭和 61 年 6 月 17 日付け日体安業第 340 号)の一部を次のように改正する。

- 1 (略)
- 2 災害共済給付の基準「負傷・疾病の範囲」の施行規則第 5 条第 7 号規定関係の「外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの」中、「心身に対する負担の累積に起因する疾病」の説明欄の「四」の(3)の次に次の(4)を加える。

(4) 精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患(注 33-2)(注 33-3)
- 3 (略)
- 4 災害共済給付の基準の(注)中、(注 33)の次に次の(注 33-2)及び(注 33-3)を加える。

(注 33-2)
ここにいう「精神的な負担が継続的に加わった」とは、精神的な苦痛をもたらすような行為が継続的に行われた場合をいう。
例えば、いわゆる「いじめ」の類で、一定の者から特定の者に対し、集中的、継続的に苦痛を与える行為が行われた場合がこれに該当する。この場合、精神障害の発症には個人の素質の影響も強いことから、一般の児童生徒等が心因反応などの疾患に至る程度のものについて給付の対象とする。
なお、「いじめ」とは具体的には、「仲間はずれ」、「無視」、「悪口」、「ひやかし・からかい」、「持ち物隠し」、「殴る」、「蹴る」等をいう。
(注 33-3)
教師の正当な教育活動における指示・注意などは前記 33-2 でいう「精神的な負担が継続的に加わった」には含まない。
- 5 この改正は、平成 13 年 4 月 1 日以降に発生した災害に適用する。

「災害共済給付に基準」の一部改正に関する運用方針について

1 (略)

2 「心身に対する負担の累積に起因する疾病」関係

- (1) ここでいう「精神的な負担」は、継続的に負担を受けた場合をいうものであり、基本的には、災害発生の状況が、事故のような一時的、短期的なものは含まないこととします。

なお、精神的な負担が、事故のような一時的な災害による場合は、外部衝撃に起因する疾病としての取り扱いができる場合があるので留意してください。また、精神的な負担と負傷が同時に加えられた場合、精神障害の発症が負傷による場合は、本条号ではなく、負傷に起因する疾病として取り扱うこととしますが、精神的な負担による場合は本条号を適用することとします。

- (2) また、「精神的な負担」については、学校の管理下における何等かの事象が、当該者に負担として加わり、これが累積して発生をみたような場合は、児童生徒等がこれら事象をどの程度の負担として感じるかには個人差があることから、災害共済給付の性格上、疾病発症の原因となる災害は、その本人がどう受け止めるかによるのではなく、一般の児童生徒等がどのように受け止めるかという客観的な基準により判断することとなります。このため、一般の児童生徒等が心因反応などの疾患に至る程度のものについて給付対象とすることとします。

- (3) さらに、一般的に、疾病は、負傷とは異なり、複数の原因が重なっておこることがあり、特に、ここにいる精神的疾病の発病に関しては、長期的・慢性的な態様を見るものであり、その間には、学校の管理下の災害に限らず、学校の管理下外の原因、個人の性格等の要因を受けることも考えられ学校の管理下の災害と疾病との因果関係の把握に疑義を生ずる場合も想定されるものですが、現に、学校の管理下において、ここにいる「精神的な負担が継続的に加わった」と認められ、かつ、その程度が、多くの児童生徒等にとっても同様に負担と解される場合については給付の対象とすることとします。

- (4) なお、教育活動においては、教師が生徒指導のため指示・注意などを行いますが、これは教師の職務として正当な行為としてなされたものであることから、この指示・注意を児童生徒等が負担と感じたとしても、ここでいう「精神的な負担が継続的に加わった」には含まないことは当然ですので、この点について注33-3に明示しているものです。ただし、指示・注意を行う形態によっては正当な指示・注意とはみなされない場合もあるので、この点に留意してください。

3 本部への協議

上記2の、「精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患」に係る医療費の請求については、その性質上、因果関係、負担の程度の判断等が困難な場合も想定されるものですが、今後、センターとして、より具体的な客観的基準を作成し、統一的な取扱いを行うため、当分の間、支部へ請求があった場合には、関係資料を添えて、本部業務課に協議してください。

いじめをなくすために

僕の学校では毎年一学期と二学期に生徒会の主催する人権集会を行っています。僕はその企画を担当する委員会で副委員長をしています。残念なことですが、僕の学校では、表には出ないもののいじめが起っています。

「いじめは絶対に許すことができない行為だ」「起こしてはいけないんだ」という願いから、人権集会の題材は何にしようかと悩んでいましたが、いじめの問題について取り上げることになったのです。そして先生の提案もあり、生徒会全体で意見交換会をすることになり、僕は進行係をつとめました。

意見交換の内容を決めていく途中で

「いじめられる側にも問題がある」

という意見が出ました。しかし、このことはいじめられる側も悪い所があるということなのです。そもそもいじめというのはいじめをする人がいるから起るのであって、いじめられる人に問題はないのです。僕は人権集会の進行役として、この意見をどのように全面否定するかを考えました。そこで、いじめられる側に焦点を当てるために

「どうしていじめをする人は人をいじめたがるのか」という問いをしました。

「いじめをする人は自分が人をいじめているところを周りの人達に見せることで、自分の地位を高めているのではないか」

「自分に何か弱いものがあってそれを克服するために人をいじめる」などの意見が出ました。人をいじめる人はいじめという行為が悪いことだとは十分知っていると思います。しかし、自分の都合で人の心を簡単に傷つけてしまうのです。これはとても自己中心的な考えだと思っています。

僕は小学校低学年の頃、軽い気持ちで言った言葉で人を傷つけてしまったことがあります。後から先生に

「言った本人は軽い気持ちで言ったかもしれないけど、言われた人が嫌だと感じてしまったら悪口と同じなんだよ」と言われました。

このことは、いじめについても同じように言えると思います。からかい気分で悪口を言ったとしても、言われた側がひどく傷ついてしまったらそれは「いじめ」と見なされるのです。『いじめはこういう軽い気持ちで始ま

ることも多いのだ』ということもつけ加えて会を続けました。

すると、パネラーであった執行部の人たちも、それまでの経験を顧みるようになりまし。全校の皆が聞いているということで、自分のこれまでの経験を発表することは勇気のいることでした。自分がいじめられたこと自分は直接いじめなくても巻きこまれたくないという思いから、見て見ぬ振りをしてしまったことがあったなどと話してくれました。

いじめは決して遠くて人ごとの問題ではなく、誰にも起こりうる問題であって他人事ではないということであらためて実感させられました。

僕がこの意見交換会で一番全校の皆さんに伝えたかったことは「いじめは周りの人たちによって大きくなったり小さくなったりすることです。周りの人がいじめの現場を、面白そうに見たり、自分にかかわりのないこととして知らない顔をしていたのではいじめはエスカレートするだけなのです。反対に、周りの人はいじめは絶対に起こしてはならない、許せない行為だという思いが少しでもあれば「いじめ」は何らかの方法で改善されていくと考えられるのです。ですから、いじめをなくす一番の方法は周りの人のいじめに対する意識を高めるところにあるのだと思います。

僕や執行部の人たちも一言、勇気を持って「止める」と伝えたり、大人に相談することで解決したこともあります。

そして、いじめる側が一番悪いが、いじめられる側も問題があるという意見が間違っているということをみんなきちんと意識することが必要です。なぜなら、それはいじめという行為を少しでも認めるといことになるからです。

最後に本題の

「どうしたらいじめがなくなるか」という議題を出しました。これはとても難しい問題でした。結局、いじめる人を悪く言ったりするより周りの人の「いじめ」を絶対に許さないという気持ちがとても重要なわけです。そうすればいじめはなくなるという結論が出たのです。

そして、僕たち生徒会はいじめをなくすために「いじめをしない」「許さない」「見逃さない」と

というスローガンを提案し、全会一致で承認されました。

僕自身も学芸副委員長としていじめを許さない学校づくりをしていこうと思います。

(平成十五年度 中学生人権作文コンテスト島根県大会作品集 から)

いじめ等に関する相談機関一覧表

【県等の相談機関】

○外来相談

名 称	設 置 者	電 話 番 号 (受付時間)
島根県立松江教育センター	島根県教育委員会	0852-22-5862 (月～金 9:00～17:00)
島根県立浜田教育センター	島根県教育委員会	0855-23-6784 (月～金 9:00～17:00)
こころの相談室	島根大学教育学部	0852-32-1100 (月～金 10:00～16:00)
しまね臨床心理研究所	島根県臨床心理士会	0852-31-7071
中央児童相談所	島 根 県	0852-21-3168
出雲 //		0853-21-0007
浜田 //		0855-22-0178
益田 //		0856-22-0083
松江地方法務局人権擁護課	法 務 局	0852-32-4260
// 木次支局		0854-42-0314
// 出雲支局		0853-21-0721
// 浜田支局		0855-22-0959
// 益田支局		0856-22-0429
// 川本支局		0855-72-0139
// 西郷支局		08512-2-0240

○相談電話

名 称	設 置 者	電 話 番 号 (受付時間)
いじめ110番	島根県教育委員会	0120-874371 (月～金 9:00～19:00) 0120-779110 (土・日・祝 10:00～17:00)
子どもと家庭電話相談室	島根県中央児童相談所	0120-25-8641 (月～土 9:00～19:30)
子どもの人権110番	松江地方法務局	0852-26-7867 (月～土 8:30～17:00)
ヤングテレホン	島根県警察本部	0120-786719 (月～金 9:00～17:00)
すこやか育児テレホン	島根県教育委員会 (生涯学習課)	0852-32-5959 (月～金 10:00～20:00)
島根いのちの電話	社会福祉法人 いのちの電話	0852-26-7575 (毎日 9:00～22:00) (土曜の夜は 22:00～翌日 9:00)

参 考 文 献

- 「ささえあって いじめの理解と援助」 島根県教育委員会（平成7年3月）
- 「小学校生徒指導の手引」 島根県教育委員会（平成13年3月）
- 「中学校生徒指導の手引」 島根県教育委員会（平成14年3月）
- 「不登校対応の手引」 島根県教育委員会（平成15年3月）
- 「学校危機管理の手引 ～危機管理マニュアル作成のために～」
島根県教育委員会（平成14年1月）
- 「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」
文部科学省初等中等教育局児童生徒課（平成15年3月）
- 生徒指導資料第1集「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導 ―データに見る生徒指導
の課題と展望―」 国立教育施策研究所生徒指導研究センター（平成15年6月）
- 「学習障害児に対する指導について（報告）」 文部省（平成11年7月）
- 「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」 文部科学省（平成15年3月）
- 「LD・ADHD特別支援教育マニュアル」 森 孝一 明治図書
- 「LD・ADHD・高機能自閉症 就学&学習支援」 森 孝一 明治図書
- 「エンカウンターで学級が変わる・小学校編」 国分康孝 図書文化
- 「ソーシャルスキル教育で子どもが変わる」 国分康孝 図書文化
- 「ピア・サポート・プログラムの実践（小学校編）」 浜田教育センター平成13年度研究紀要
- 「子どものためのアサーション・グループワーク」
園田雅代・中釜葉子（株）日本・精神技術研究所
- 「『いじめ』Q & A ―子どもの人権を守ろう」 法務省人権擁護局内人権実務研究会
- 学校教育相談の理論・実践事例集「いじめの解明」 第一法規
- 「平成7年度『いじめ問題』研究報告書 ―いじめ問題の方策を求めて―」 東京都
- 「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」 東京都室教育研究所（平成10年3月）
- 「いじめ防止法の開発とそのマニュアル化に関する研究」
国際いじめ問題研究会（平成12年3月）

この『いじめ対応の手引き』の編集に当たっては、次の方に指導・助言をいただきましたことを感謝申し上げます。

○ 編集協力委員

肥 後 功 一	島根大学教育学部教授
白 石 恵 子	島根県中央児童相談所相談課長
尾 添 千賀子	島根県警察本部少年課主幹
長 岡 誠	松江人権擁護委員協議会人権擁護委員
原 正 子	島根CAP代表
永 瀬 裕 朗	松江市立古志原小学校教諭
水 谷 由起江	平田市立平田中学校教諭
吉 岡 正 弘	島根県立松江農林高等学校教諭
佐 藤 真 司	島根県立松江養護学校教諭

また、島根県教育委員会においては、次の者が編集・作成に携わりました。

松江教育センター教育相談課	繁 浪 啓 子	義務教育課生徒指導推進室	烏 田 政 己
〃	五明田 典 子	〃	桑 原 克 夫
浜田教育センター第2研修課	澤 田 出	〃	渡 部 剛 好
〃	有 福 保	〃	伊 藤 成 二
高校教育課	山 本 仁	〃	大 西 俊 江
高校教育課特別支援教育室	長 岡 雅 典	〃	早 瀬 眞 知 子
保健体育課	荊 尾 玲 子	〃 (松江教育事務所)	上 代 裕 一
人権同和教育課	大 橋 直 人	〃 (出雲教育事務所)	岩 成 英 充
		〃 (浜田教育事務所)	柿 田 丈 仁
		〃 (益田教育事務所)	矢 富 達 夫
		〃 (西郷教育事務所)	永 島 好 喜

平成 16 年 3 月 31 日

いじめ問題対応の手引

～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～

編集 島根県教育委員会
発行 松江市殿町 1 番地

印刷 (株) エ ッ グ
松江市管田町 180 番地
原徳興産ビルⅡ 2 階 208 号
